

指定都市 安全・安心まちづくりプロジェクト報告書

- 防犯対策とまちづくりとの連携・協働による安全・安心の再構築 -

平成 2 0 年 3 月

指定都市市長会

第1章	プロジェクトの背景と目的	
第1節	プロジェクトの背景	・・・ 1
1	「安全・安心まちづくり」とは	・・・ 1
2	現在の犯罪情勢	・・・ 2
3	市行政と防犯	・・・ 3
4	指定都市における取組みの現状と概要	・・・ 4
第2節	プロジェクトの目的と基本テーマ	・・・ 4
第2章	防犯とは何か - プロジェクトの前提として -	
第1節	犯罪に関する理論	・・・ 6
第2節	防犯環境設計による地域防犯力の向上	・・・ 7
1	防犯環境設計とは	・・・ 7
2	日本における防犯環境設計の系譜	・・・ 7
第3節	防犯環境設計に基づく防犯まちづくり	・・・ 8
1	防犯を通じたまちづくり活動	・・・ 8
2	防犯の視点による気づき	・・・ 9
3	防犯の視点を踏まえた都市づくり	・・・ 9
4	市民と市行政・警察との連携強化	・・・ 9
第3章	市民参加による安全・安心なまちづくりの推進	
第1節	はじめに	・・・ 10
第2節	市民参加による安全・安心なまちづくりへの支援	・・・ 10
1	自主防犯活動への人的支援	・・・ 10
2	自主防犯活動への財政的・物的支援	・・・ 11
3	自主防犯活動への情報提供	・・・ 12
4	防犯に関する教育・啓発	・・・ 13
5	行政の関与	・・・ 14
第3節	様々な主体が連携した安全・安心まちづくりの推進	・・・ 14
1	市民・事業者・関係団体との連携	・・・ 14
2	市行政と警察との連携	・・・ 15
3	市行政内部の連携	・・・ 16
第4節	子どもの安全・安心の確保	・・・ 17
1	市行政による取組み	・・・ 17
2	保護者・地域・学校等と連携した取組み	・・・ 17
第5節	まとめ	・・・ 18

第4章	繁華街・歓楽街の再生	
第1節	はじめに	・・・19
第2節	繁華街・歓楽街の特性と課題	・・・20
第3節	繁華街・歓楽街の特性・課題に応じた対策の実施	・・・21
1	関係各組織の集う協議会の設置	・・・21
2	迷惑行為禁止に係る条例等の制定	・・・22
3	防犯カメラの設置	・・・22
4	警察・関係機関と協力した一斉取締り等の実施の意義	・・・23
5	市行政と地域の連携による防犯対策や活性化策の実施	・・・23
6	暴力団が関わる組織犯罪対策の実施	・・・24
第4節	まとめ	・・・24
第5章	安全・安心まちづくりに係る制度改革	
第1節	「地域」を見据えた施策展開の必要性	・・・25
第2節	地域における安全・安心まちづくり活動の促進に向けた課題	・・・26
1	防犯活動支援等に係る補助制度	・・・26
2	ながらパトロールの運用基準	・・・26
3	「不審者」情報の提供のあり方	・・・26
第3節	防犯分野における指定都市の果たすべき役割	・・・27
1	防犯分野における指定都市の位置づけ	・・・27
2	地域防犯に関する基本事項を規定した枠組みづくり	・・・28
	おわりに	・・・29
	別紙	
	安全・安心まちづくりプロジェクトの活動経過	

第1章 プロジェクトの背景と目的

第1節 プロジェクトの背景

1 「安全・安心まちづくり」とは

私たちの日常生活においては、様々な不安や危険が存在している。自然災害をはじめとして感染症、食の安全、大気汚染、廃棄物等の環境問題、犯罪への遭遇、雇用不安、社会保障システムに至るまで、平穩に日々の生活を営むうえで多くの不確定、不安定な事象や問題が発生している。

行政として「安全・安心まちづくり」について考える場合、その対象、内容の範囲は非常に幅広い。

それでは、これらの不安や危険に対応するため、指定都市は基礎自治体として、どのような対応を行っているのだろうか。

例えば、地震や台風等の風水害については、各市においては災害対策に総合的に対処する部局（安全管理局危機管理室：横浜市の例）を中心として、市の地域防災計画に基づいて対応している。防災訓練なども通常業務として取り組まれ、地域における啓発活動等にも長い実績がある。

感染症対策や食の安全対策については、指定都市には保健所を中心とした公衆衛生行政の対応システムが存在しているし、環境問題についても、公害問題やごみ減量等々への対応を行っているところである。

このように、上記の様々な不安要因に対して、これまで行政は一定の対処システム整備に取り組み、対策を行ってきた。

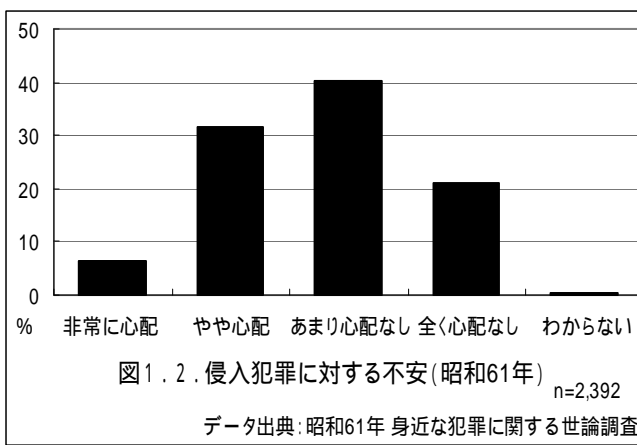
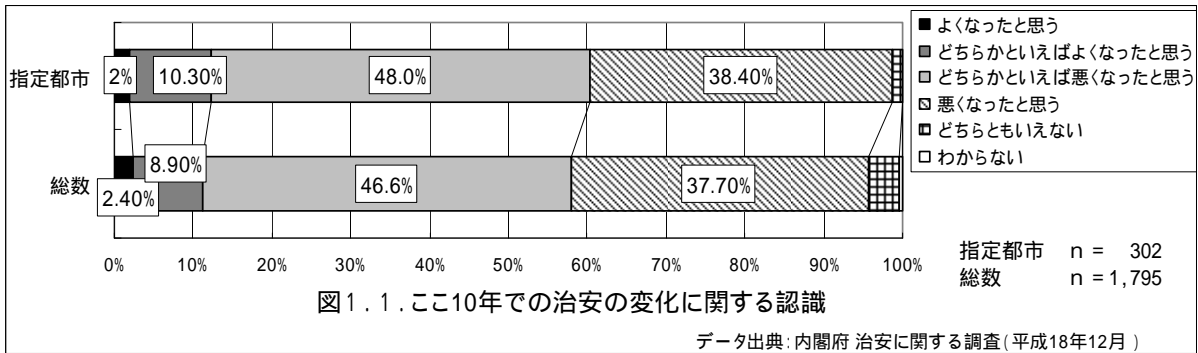
では、市民は、日常生活においてどのようなことに対して不安や危険を感じているのだろうか。

各指定都市における市民ニーズ調査の結果をみると、近年、多くの市において「地域の防犯対策」が要望の上位項目にあがっている（表 1.1）。

表 1.1 防犯に係る市民ニーズ調査結果

市町村	市民ニーズ調査	順位
名古屋市	「行政や地域で特にどのようなことに力を入れればよいか(平成 19 年度)」…防犯活動	1 位
川崎市	「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと(平成 18 年度)」…防犯対策	1 位
横浜市	「市政への要望(平成 18 年度)」…防犯対策	1 位
広島市	「市政について『今後、もっと力を入れて欲しいもの』(平成 18 年度)」…防犯対策	1 位
千葉市	「特に力をいれてほしいと思うこと(平成 17 年度)」…防犯対策の強化	1 位
大阪市	「転出者の満足度の低いもの(平成 18 年度)」…地域の防犯、治安	2 位
神戸市	「今後力を入れてほしいと思われること(平成 17 年度)」…危機管理、防犯防災	2 位
北九州市	「市政要望(平成 19 年度)」…防犯、暴力追放運動の推進	3 位
札幌市	「要望する施策(平成 18 年度)」…地域と子どもの安全対策に関すること	6 位
新潟市	「今後もっと力を入れてほしいもの(平成 19 年度)」…防犯対策	7 位
仙台市	「今後積極的に取り組むべき施策(平成 17 年度)」…防犯体制の整備	8 位

また、平成 18 年 12 月に公表された内閣府の「治安に関する調査」においては、ここ 10 年間の治安の変化について、8 割以上の回答者が「悪くなったと思う」「悪くなったと思う」と「どちらかといえば悪くなったと思う」の合計）を選択している（図 1.1）。

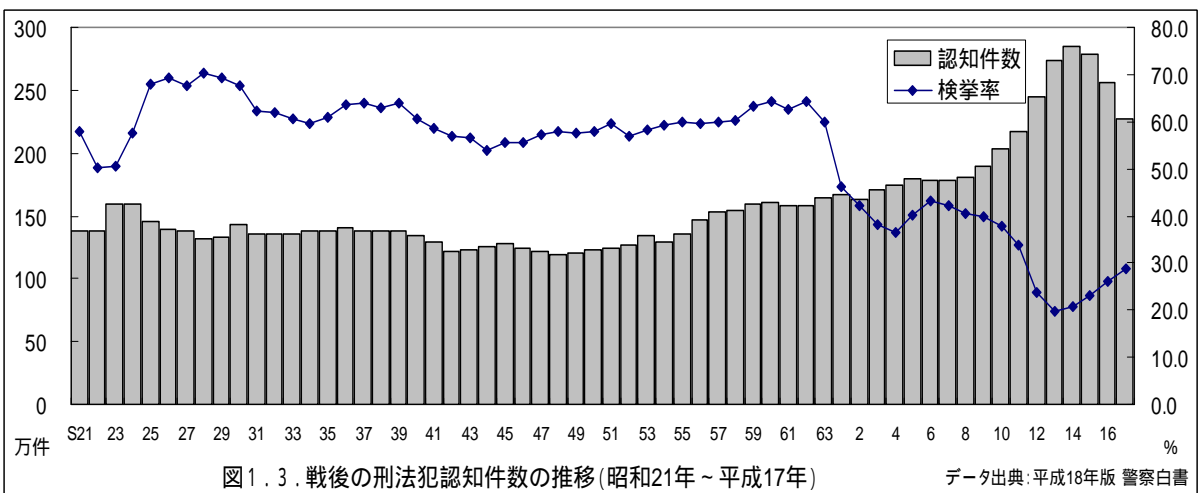


一方、昭和 61 年に総理府（当時）が行った「身近な犯罪に関する世論調査」の「単独で犯罪に遭う不安」について聞いた項目においては、「非常に心配している」と「やや心配している」の合計は 38%であり、「あまり心配していない」「全く心配していない」の合計は 61%にも及んでいる（図 1.2）。このことから、20 年前と比較して、今日、多くの市民が、身近な生活圏の中で生じる街頭犯罪や侵入犯罪に遭遇する可能性を強く感じていることが考えられる。

このような状況を見る限り、市民生活における安全・安心のカギは、身近な犯罪の防止、減少を図り、犯罪に遭うかもしれないという不安（別紙 1）を解消することにあると言ってもよく、犯罪を防止する、すなわち「防犯」への対応は、今や「安全・安心まちづくり」の中心的課題となっているものと考えられる。（資料 - 1）

2 現在の犯罪情勢

犯罪発生の経年変化については、検挙率が回復傾向にあるものの、犯罪の認知件数は依然として高い水準で推移している。（図 1.3）



このような傾向は、指定都市においても同様で、平成8年までの刑法犯の認知件数は40万件を超えることはなかったが、全国的な動向と同じく、それ以降に急激に増加し平成16年で57万件と、約1.5倍に増えており(別紙2)、40%弱であった検挙率も一時は20%を割っている。(図1.4)

また、刑法犯認知件数の内訳を見るとその多くが、放火や侵入盗や乗り物盗などの犯罪(機会犯罪)となっている。(図1.5)

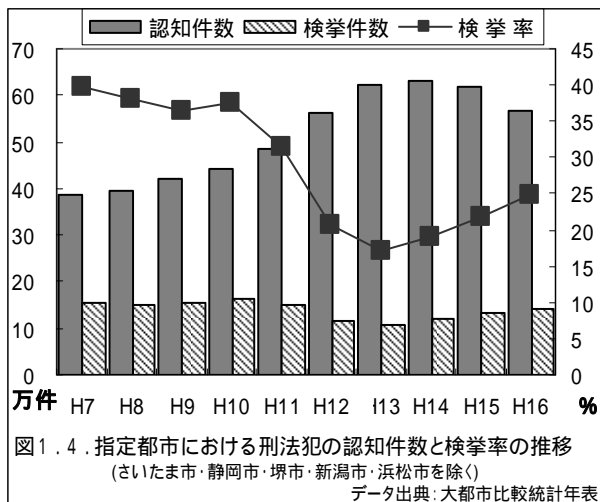


図1.4 指定都市における刑法犯の認知件数と検挙率の推移
(さいたま市・静岡市・堺市・新潟市・浜松市を除く)
データ出典: 大都市比較統計年表

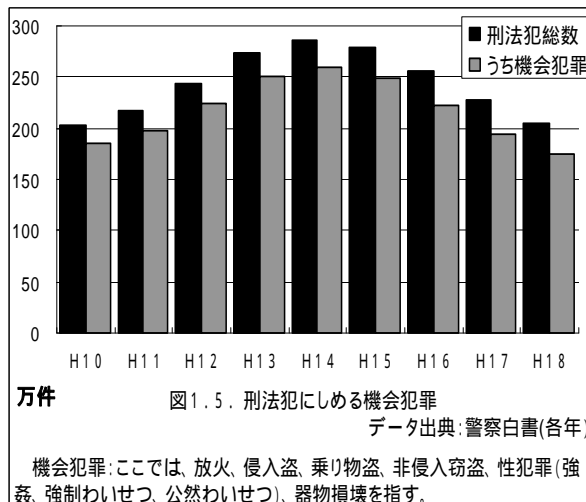


図1.5 刑法犯に占める機会犯罪
データ出典: 警察白書(各年)

機会犯罪:ここでは、放火、侵入盗、乗り物盗、非侵入窃盗、性犯罪(強姦、強制わいせつ、公然わいせつ)、器物損壊を指す。

このような機会犯罪は、市民の身近で起こり、現在、その検挙が追いつかない情勢となっているため、多くの市民が体感治安に不安を感じるようになってきているものと考えられる。

3 市行政と防犯

犯罪情勢や市民の体感治安の悪化を踏まえれば、警察力の強化による検挙率の向上はもちろん、増大した犯罪の発生件数を抑える取組み(資料-2)が重要である^{注1}。

警察力の強化による検挙率の向上については、警察組織を持つ道府県や警察自身が取り組んでいるが、犯罪の抑止に向けては、市行政の果たす役割が大きいものとなっている。

特に、機会犯罪は、「状況に応じて機会があれば遂行する犯罪」である。機会を生じさせないことで犯罪を抑止するため、ハードとソフトの両面において、「犯罪が発生しにくいまちづくり」が行われている。

ハード面での「犯罪の発生しにくいまちづくり」とは、明るく見通しの良い道路や公園の設計、防犯力のある建物の設計であり、都市施設整備を担う市行政として、その役割が大きいものとなっている。

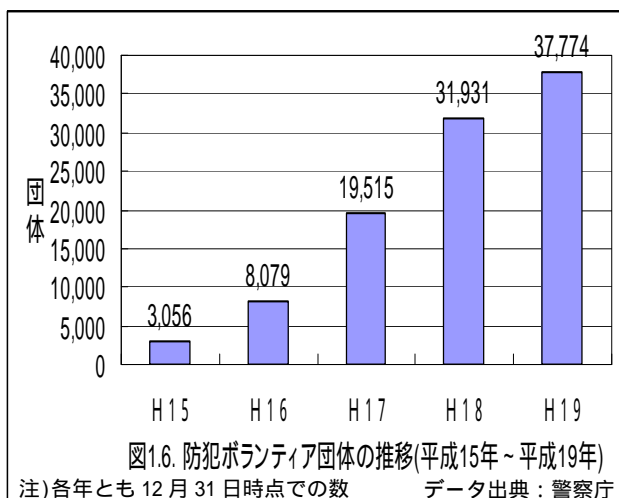
また、ソフト面での「犯罪の発生しにくいまちづくり」とは、市民が自分の居住する地域の安全と安心の確保に向けて、行政や警察、各種事業者と協力しながら自主的に防犯活動を行うことであり、それらの活動を通じて、当該地域の体感治安を改善するものである。

市民が自主的に取り組む防犯活動を支援することは、地域のコミュニティへの支援、連携に関わることであり、基礎自治体である市行政にその役割が期待されている。

注1 刑法犯認知件数の変化について、久保大氏は、「治安はほんとうに悪化しているのか」(公人社 2006年)のなかで、「認知件数の増加率を単純に犯罪全体の増加率としてとらえることはできないのではないか」、「犯罪件数がどの程度増えたかということ認知件数の比較によって行うことはできないのではないか」と問題提起している。同氏は、警察の検挙率について、「警察内部において、課題のウエイトづけ」の影響を受けるものとし、犯罪認知件数は、「客観的な犯罪の総件数を示すものではないことに加えて、被害者からの届出と警察側の正式受理の如何という、きわめて人間的な要素によってきまってくるもの」、体感治安については、「自分の周囲の環境に対する不安」と「日本全域にわたる漠然とした不安」とを「体感治安」という言葉で一括りにすることは、あまりにも粗雑な議論になってしまう」と述べており、過去の犯罪統計データの比較から「犯罪が増加した」とか「治安が悪化している」ということについて結論を導き出すことは難しいとしている。

4 指定都市における取組みの現状と概要

近年、各指定都市においても、市民・事業者・警察等と連携した「安全・安心まちづくり」に向けた自主防犯活動が積極的に行われている。



警視庁のデータによれば、自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体は、平成15年末には3,056団体であったのが、平成16年には8,079団体と、1年で2倍以上に増加し、平成18年には3万団体を超えるに至っている。(図1.6)

こうした市民の自主防犯活動の活発化(資料-3)を背景に、「安全・安心なまちづくり」は、市長選挙公約やマニフェストに掲げられ、市の総合計画や基本計画にも重点施策として位置づけられるようになっていく。

さらに、指定都市の多くでは、新たに防犯の担当部署や担当係が新設され、「防犯」を念頭においた「安全・安心」に関わる各種条例の制定や、市民の自主防犯活動への支援など様々な取組みが実施されている。

また、大都市が抱える大規模な繁華街・歓楽街の防犯対策では、市民・事業者・警察等と連携を深めながら協議会の設置やパトロールなどが行われている。

第2節 プロジェクトの目的と基本テーマ

指定都市市長会では、前述のような状況を受けて、「指定都市安全・安心まちづくりプロジェクト」を設置し、「防犯対策とまちづくりとの連携・協働による安全・安心の再構築」を基本テーマとして、その実現に向けて、以下の3つの個別テーマを設定し、検討を重ねてきた。

【市民参加による安全・安心なまちづくりの推進】

安全・安心の再構築を図るためには、犯罪の総数に占める件数が大きい「機会犯罪」を抑止することが必要である。

犯罪の抑止には警察力による検挙の強化とともに、日常的な防犯活動の実施が効果的であり、市民の防犯活動を活発にするには、地域コミュニティを軸に日常的なまちづくりという観点から防犯活動を捉え直し、継続的に実施されるようにすることが重要となってくる。そのためには、市民の自主性が最大限に活かされるような環境を整える必要がある。

こうした点を踏まえ、市民参加による安全・安心なまちづくりの推進に向けて、各々の先進事例を踏まえながら、市行政の支援のあり方を検討する。

【繁華街・歓楽街の再生】

大都市の地域特性のひとつとして、大規模な繁華街・歓楽街の存在がある。こうした地域では、他の地域に比べて違法行為・迷惑行為が特段に多く発生しており、凶悪犯罪も数多く発生している。

繁華街・歓楽街について、市行政として、地域住民や商店主、事業者、警察と連携した安全・安心の確保へ向けてどのような支援が効果的であるのか、また、賑わいの創出のためにはどのような手法が効果的であるのかについて検討する。

【安全・安心まちづくりを実現する制度改革】

犯罪者の低年齢化や外国人の流入による犯罪の国際化、インターネットなどを使った新たな形態の犯罪発生など、ここ数年で私達を取り巻く環境は大きく変わり、必要とされる活動や支援の内容も多様になっている。

本プロジェクトにおいては、「市民参加による安全・安心なまちづくりの推進」、「繁華街・歓楽街の再生」の検討を通じて明らかになった現行制度下での改善事例や今後の施策の方向性、制度改革事項についてまとめていく。

第2章 防犯とは何か - プロジェクトの前提として -

第1節 犯罪に関する理論

防止あるいは抑止しようとする犯罪であるが、では、これまで「犯罪」というものはどのように捉えられてきたのだろうか。

ここでは、犯罪を防止するということを考えていくうえで、犯罪に関する代表的な研究の経緯を整理する。

【初期の犯罪学】

犯罪学の発祥は、1876年にイタリアで、C.ロンブローゾが人体測定学の手法を用いて「生来性犯罪者説」(別紙3)を唱えたことに始まる。これは「犯罪者は生まれつき犯罪を犯すように運命づけられており、身体的・精神的特徴を有し、野蛮人の隔世遺伝した者である」というものである。

現代において、これは、全く受け入れられる説ではないが、「科学的」な犯罪の原因の解明手法に大きな影響を及ぼした。

1920年代のアメリカでは、犯罪を、犯罪者の動機や心理に影響を及ぼすものから分析している。

「人間の意思は環境によって決定される」とするシカゴ派の理論は、第二次世界大戦後、都市化の急進展の中で地域や社会階層と犯罪の関係から分析する考えとして波及していった。

【近代の犯罪に関する考え方】

1970年代後半以降、アメリカでは、犯罪者は犯罪から得る利益と犯行失敗時の損失を考慮して犯罪の有無・方法・場所等を「合理的な自由意思に基づいて」選択する、という合理的選択理論が波及していたが、ベトナム戦争撤退、オイルショックなど社会・経済根幹を揺るがす事象後の犯罪環境悪化に伴い、市民の犯罪に対する不安感が増大し、これまでの犯罪者の治療・矯正や社会状況の改善を主体とした犯罪学や実務による手法では、時間・費用・効果の面で限られた成果しか上がらないとの見識が広がっていた。

そこで、「犯罪を防止する環境を構築する」という考え方として、犯罪発生を促進した物理的環境を改善することによって、犯罪を予防する「環境犯罪学」と、犯罪行為の発生場面といった状況・環境に主眼を置き、人的要因と環境要因の相互作用としての犯罪行為を分析する「環境心理学」が展開されてきた。

1980年代後半には、建物や地域等の環境のもつ「犯罪を誘発する要因」を分析し、犯罪機会の減少を目的とした防犯環境の設計管理が提起された。

例えば、アメリカの犯罪学者G・ケリングらにより提唱された「破れ(割れ)窓理論」(別紙3参照)は、1994年にニューヨーク市のジュリアーニ市長により、犯罪は地域の問題であるという認識のもと、警察官5,000人を採用し、パトカーでなく「徒歩」による徹底したパトロールを行うことにより、軽微な犯罪の取締りを行うという形で実践された。その結果、5年間の犯罪認知件数が、殺人が67.5%、強盗が54.2%、婦女暴行が27.4%減少している。

また、日本では、駐車違反の取締りを行い、路上駐車が対策前に比べ3分の1以下に減少、併せて地域ボランティアとの協力による街頭パトロールなどの強化により2年間で犯罪が15%減少した実践例がある。

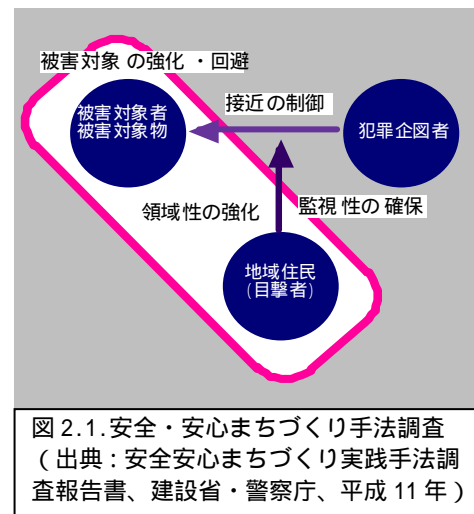
第2節 防犯環境設計による地域防犯力の向上

1 防犯環境設計とは

建物や街路等の物理的環境の設計により犯罪を抑止すること、また、その設計やデザインを通じて、住人・利用者が犯罪の抑止に取り組もうとする心理メカニズムを構築することを「防犯環境設計」と呼んでいる。

「防犯環境設計」は、物理的環境設計による犯罪抑止として「被害対象の回避・強化」と「接近の制御」、心理メカニズムの構築として「自然監視性の確保」と「領域性の強化」の4つの分野から構成されており、この4つの手法を組み合わせることで、犯罪に強い地域を作ることが重要であるとされている。(図2.1)

この考え方(別紙3参照)により、我が国では、例えば、物理的環境設計では、道路・公園等の公共施設の整備・管理における防犯上考慮すべき事項(資料-1)が提示されている。心理メカニズムの構築としては、市民・行政・警察等による協議会の設置、地域での挨拶運動等が実施されている。



2 日本における防犯環境設計の系譜

かつて、日本の防犯は、強力な警察力を背景に、町内会・自治会等のコミュニティ防犯活動によるものが中心であった。昭和38年の財団法人全国防犯協会連合会の設立(全国47都道府県の防犯協会と暴力追放運動推進センターなどで構成)は、その象徴であり、全国地域安全運動や防犯ボランティア活性化のための研修などが行われてきた。

このようなコミュニティを中心として、防犯体制の強化は、犯罪防止に大変有効であったが、昭和45年以降からの急激な都市化の進展により、コミュニティ防犯の中核であった地域の近隣関係が崩壊し始め、その有効性にかげりが出てきた。

そこで、警察庁は昭和55年に、錠前の「優良型式認定規則」と「住宅用開き扉錠の認定基準」を制定し、はじめて公的に犯罪者の侵入しにくい錠前の統一基準を示した。さらに共用部分の施錠に係る防犯対策と避難対策の両立を図るため、警視庁と東京消防庁が「避難階段又は屋上に通じる戸の施錠に関する指導基準」を取り決め、世帯の防犯対策の強化に取り組んでいる。

また、「安全なまちづくり」実現に向けて、地域全体の防犯性を向上させるため、都市情報の収集・整理を目的として、昭和54年に警察庁で「都市における防犯基準策定のための調査」が実施され、都市工学的視点により都市犯罪の現状・犯罪発生要因・対策のあり方が検討されている。

この調査研究は、日本における「環境設計による犯罪防止」のはじまりであり、昭和56年に愛知県名古屋市守山区の白沢学区において「防犯モデル道路」が指定され、特定された生活道路を中心に市街地の物的環境整備が進められた。また、赤色回転灯等の防犯設備を各所に設置し、防犯診断、防犯パトロールを実施するなどハード面とソフト面が融合した「防犯モデル団地」として、山口県の「小京都ニュータウン(山口市)」や福島県の「美郷ガーデンシティ(福島市)」が指定されている。

近年においては、平成9年から平成10年にかけて、建設省（当時）と警察庁が合同で防犯対策の視点から「安全・安心まちづくり手法調査」を実施し、防犯まちづくりという観点から防犯のまちづくりへの位置づけ方、防犯の視点でのまちの調査、防犯を踏まえた設計方法、地域安全活動の活性方策、市民と自治体と警察の連携方策が報告された。この報告は、日本における「防犯環境設計」の基本事項の集大成であると位置づけられている。

公営住宅では、平成10年に、住戸の基準として防犯に係る規程を「公営住宅整備指針」に追記、建設省（当時）が「公共住宅企画計画指針」を策定するなど防犯に関する具体的な設計指針が示されている。

平成12年には、警察庁が「安全・安心まちづくり推進要綱」を定め、共同住宅の防犯性の向上にあたっては、建築上の対応や設備の活用等により効率的で効果的な対策となるように企画・計画・設計を行うことを規定し、平成15年には、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が関係省庁及び関係民間団体により設置され、犯罪に抵抗できる部品の開発・普及、国民の自主防犯行動の促進が検討され、防犯性能を有する建物部品の型式目録である、「防犯性能の高い建物部品目録」が作成されている。

このように、地域全体の防犯性を高めるため、「防犯環境設計」が日本で研究され20年が経過しているが、欧米と比べ、日本は、空間的・物的環境が大きく異なるとともに、犯罪の発生頻度が少ないことから、日本の環境の中で、「防犯環境設計」と犯罪抑止の効果を定量的に分析することは難しく、具体的な事例も少ないと言われている。

また、「防犯環境設計」を日本に適應させるためには、既存の都市景観などのアーバンデザインとバランスをとる必要がある。

今後、これらの問題点を踏まえ、地域でのさらなる防犯対策の向上に向けて、都市空間像の検討が必要とされている。

第3節 防犯環境設計に基づく防犯まちづくり

このような防犯環境設計の考え方を踏まえ、防犯の観点からのまちづくりを進めていく場合、次に示すような取組みを積み上げていくことが重要である。

1 防犯を通じたまちづくり活動

日本の防犯活動では警察の地域活動が重要視されてきており、警察任務において、「まちづくり」という視点は希薄であったが、市民参加型のまちづくりが盛んになっている現在、防犯に関するワークショップの開催や協議会への参加を通じて、「防犯」が広範な市民によるまちづくり活動の契機となっていることが考えられる。

今後、防災や福祉など他の分野の取組みと共同し、「環境整備と防犯とは強い因果関係にある」ことを市民・警察・行政が十分理解した上で、地域の特性に応じて多様な活動を実施し、防犯まちづくりを進めていくことが重要である。

2 防犯の視点による気づき

「まち歩き」は防災や福祉の分野等で積極的に取り入れられ、市民がまちを理解し、その理解の上で改善策を立案する手段となっている。防犯分野でも、調べる対象が、建物やまち全般というより、空家や駐車場、駐輪場など特定な場所に限定されてはいるが、市民が体感治安の不安をもつ場所について、実際に自分たちのまちの具体的な場所を確認し、危険な要素などを話し合うような取組みが行われている。

3 防犯の視点を踏まえた都市づくり

防犯環境設計は防犯まちづくりの中核をなすものであり、建築基準法や都市公園法等の関係法令の改正など都市づくりにおける防犯の視点の重要性を十分に認識させることが望ましい。

4 市民と市行政・警察との連携強化

まちの犯罪特性はまちごとに異なり、犯罪傾向や犯罪手口は、時間の経過とともに変化している。(資料 - 2) 効果的で効率的にまちの防犯性能を高めるためには、まちの犯罪情勢と住民・民間事業者の防犯に関する要望を把握し、その地域に適したきめの細かい防犯対策を実施することが望まれる。

そのためには、日頃から、地域住民組織・民間組織と市行政・警察の連携を深め、役割分担を明確にし、まちの防犯対策の骨格を協働で作ることが重要である。

第3章 市民参加による安全・安心なまちづくりの推進

第1節 はじめに

市民の自主的な防犯活動は、ここ数年の間で、急速に活発になっており、また、同じ期間に、主要な街頭犯罪の認知件数が減少している（但し依然として高水準）（[別紙4](#)）ため、市民の自主的な防犯活動が、街頭犯罪の抑止に効果があると考えられる。

また、地域コミュニティが脆弱な大都市部において、地域を主体とした自主防犯活動は、参加者同士の交流を通じて、コミュニティ再生の契機となり、地域での問題解決能力を向上させることも期待されている。

このような市民の自主的な活動を軸に、市区行政・警察・道府県・学校・防犯協会・民間事業者等の関係各組織が連携して地域の防犯力の強化に取り組むことで、犯罪が発生しにくい（＝安全で）、市民が犯罪の不安を感じることの少ない（＝安心な）まちづくりが進む（[資料 - 1](#)参照）と考えられる。

第2節 市民参加による安全・安心なまちづくりへの支援

市民の自主性を尊重しつつ、その活動を促していく支援を考えた場合、「人的支援」、「財政的・物的支援」、「情報提供（犯罪に関わる情報）」、「教育・啓発（防犯手法に関わる情報）」の4つの支援が考えられる。

1 自主防犯活動への人的支援

人的支援（人の支援）においては、支援を行う主体や支援のあり方という観点から、(1)市行政職員による自主防犯活動の支援、(2)専門業者に委託した自主防犯活動の支援、(3)市行政による自主防犯団体連携のための場づくり、の3つの形態にまとめることができる。

(1)市行政職員による自主防犯活動の支援

市民の行う自主防犯パトロール活動への同行・協力及び効果的な支援

1,000 団体単位で活動している市民の自主防犯団体に対し、対応できる市行政職員は限られている。現在の指定都市の防犯部門の体制は、本庁に数名から多くとも10名程度、各区役所で1名から10名程度（兼任も含む）であるので、特徴的な取組活動を抽出して同行し、活動現場における課題を把握し、効果的な支援に結びつけることが重要である。

市行政職員による独自の防犯パトロール活動の実施

自主防犯活動のみでは、繁華街・歓楽街や日中の住宅地など、市民が少ない地域・時間をカバーすることは難しい。そこで、行政の姿勢を市民に示し、自主防犯活動への士気を高めるためには、防犯ステッカー貼付車や青色回転灯装備の公用車による防犯パトロールなど注目を得やすい形態をとることも有効である。

(2) 専門業者に委託した自主防犯活動の支援

地域住民の自主防犯活動に専門業者を派遣し同行・協力及び効果的な支援

市民の自主防犯活動は、ここ数年以内に開始されたものが多く、パトロールに関する知識や技術を十分に持ち合わせていない場合もあるため、専門業者が同行することで、防犯ノウハウが自主防犯活動の担い手に伝達され、活動の質が向上するなどの効果が期待できる。

専門業者による直接のパトロール活動の実施

繁華街・歓楽街やオフィス街などは、他の地域と比べて居住者が少なく、また、凶悪犯罪が発生しやすい地域である。このような地域では、防犯パトロールを専門業者へ委託することも、防犯力の向上、リスクが高い地域での支援という観点から有効だと考えられている。

(3) 市行政による自主防犯団体連携のための場づくり

自主防犯活動への人的支援には、上記のような、自主防犯活動に直接関わるもの以外に、継続可能な組織運営に向けて、市行政が、ノウハウを提供したり、組織間の調整をする支援がある。

例えば、市行政が主催する防犯関係のイベントでは、日頃から防犯に取り組んでいる各団体等の活動内容の報告や課題解決手法を共有する機会を提供している。

また、市行政が開設するポータルサイト等では、後で述べる犯罪発生情報だけでなく、今後予定している各団体主催のイベントを関係者に幅広く情報発信し、自主防犯団体の連携強化に貢献している。

2 自主防犯活動への財政的・物的支援

財政的・物的支援として、(1)自主防犯活動立ち上げ時の支援、(2)自主防犯活動への恒常的な支援、(3)自主防犯活動の拠点施設の設置の例がある。

(1) 自主防犯活動立ち上げ時等の支援

自治防犯活動を実施する場合、通常、腕章や防犯器具等の物品が必要であり、この負担が重い場合には、市民に防犯活動への意欲がある場合でも、それが実現しない可能性がある。

このようなことから、活動開始時の物品（または物品購入費用）の支援では、市行政が支援物品リストを提示し、各団体が選んだ（所定の金額までの）物品を支給する方法や直接補助金を支給し、各団体で物品購入や保険費用に使用する方法がある。

こうした立ち上げ時の支援には、活動開始の障害を取り除き、自主防犯活動を活性化するという効果が期待できる。また、支援を通じて市民と行政との連携の強化につながることで、立ち上げ時の支援は、財政的な負担が限定的であり、限られた財源での高い効果を得られることが考えられる。

ただ、実際には、立ち上げ時の支援を行うことで、恒常的な支援を求められるのが実情である。支援物品は、いずれ更新をする必要が出てくる。その場合、更新時の支援を求められる。あるいは、保険料のように毎年経費が発生するものの場合、補助期間を超えた支援を求められることも考えられる。支援実施の際に、十分に理解を得ることが極めて重要である。

(2) 自主防犯活動への恒常的な支援

立ち上げ時の士気を保ち、活動にかかる経済的負担等を軽減する恒常的な支援として、活動に際しての保険料を市行政が負担する事例がある。これは、物品・消耗品等の目に見える物の支援に比べ、行政への依存感覚は少なくなるものの、団体の自立を妨げないという利点がある。さらに、一括して保険契約を行うことで、個別団体で契約をする場合に比べると事務処理の効率化、コストの抑制を行いやすいという利点もある。

また、既存の補助金を統合し、防犯に限らずに地域組織に様々な補助活動メニューを提示し、地域住民が自主的にメニューを選択して補助を受けるといった事例もある。この方法は、地域の自主性を保ちながら、地域において必要とされている部分へ支援を効果的に行うことができる。

この他に、区協議会や防犯関係の各種協議会の運営費用を、自治体が負担している例もある。

複数の団体から構成される協議会への支援は、個々の団体への支援に比べ、財政負担増大の懸念が少ないものとなっている。

(3) 自主防犯活動の拠点施設の設置

自主防犯活動の拠点となる施設があれば、自主防犯活動の備品の保管や関係各会合の実施場所で困ることはなくなり、活動に際しての負担の軽減が期待できる。また、拠点施設の存在は、防犯活動の取組みを周知させ、さらなる活動の士気向上に貢献している。

拠点施設を新たに設置する場合には、土地・建物・設備等の大きなコストが発生し、自主防犯団体が防犯のみの目的で自ら拠点施設を設置し所有するのは難しいことから、その設置は、行政に期待されている。

しかし、全ての団体に対して拠点施設を提供することは難しく、また、光熱費等のランニングコストを誰が負担するのか課題がある。自主防犯活動の拠点施設の設置では、以下の2つの取組例がある。

廃止交番を地域の防犯拠点として活用

廃止交番等の使用しなくなった既存の公的施設を防犯拠点として改修し、自主防犯組織等の住民組織に提供する。光熱費等の維持管理費を誰が負担するかなどの課題もあるが、廃止交番等を防犯拠点として再生することが住民の犯罪への不安軽減に貢献している。

町内会館・自治会館等の住民組織の施設を防犯活動拠点に

町内会館・自治会館等の住民組織の施設を防犯活動拠点に位置づけることにより、施設整備等の新たなコストの発生を抑えながら、地域組織の活動の中に自主防犯活動を意識づけることができる。

3 自主防犯活動への情報提供

自主防犯活動へ提供される情報として、(1)犯罪発生情報と(2)「不審者」に関連する情報が考えられる。

(1) 犯罪発生情報の提供

自主防犯活動の担い手が必要としている情報は、日常的にパトロールしている地域、つまり居住地付近の身近な地域の情報であることから、行政区単位で身近な地域の犯罪発生情報を提供することが自主防犯活動の支援の中で重要な位置を占めている。

情報発信の手法としては、ホームページに犯罪情報を掲載する、1週間単位でFAXにて情報を町内会・自治会長に発信・地域の掲示板等に掲載するなど複数の媒体から幅広い情報提供が行われており、身近な地域での犯罪発生リスクの理解、実際の犯罪状況に応じた活動の実施、防犯意識の向上に貢献している。

一方、情報発信だけでなく、その活用もセットで考えることも重要である。例えば、特定地域で凶悪犯罪が発生したという情報を受け取った場合、自主防犯活動組織は何をするべきなのか。防犯パトロールを強化し、パトロール時に凶悪犯罪発生のアナウンスも一緒に行うのか、あるいは、凶悪犯罪の発生は警察に一任するとして、当該地域への外出を控える等の情報提供を行うのか、事前に検討をしておくことが必要である。

なお、行政区と警察署の管轄は、必ずしも一致しているとは限らず、行政区単位での犯罪発生情報の提供や、区域内での均一な情報発信が困難な場合がある。また、実際の犯罪発生情報は警察が保持しており、以前に比べると改善されているとはいえ、警察署・担当者の対応によって、情報提供の速度・量に大きな違いが出てくる場合もある。

そこで、当該地域の犯罪発生情報を第一に把握している所轄警察署と地域の住民組織、自主防犯活動団体等の窓口となっている区役所が連携を深め、誰が、どこに、どのように犯罪発生情報を発信するかを調整することが望ましい。

また、犯罪発生情報は、道府県警察本部から直接発信される広域的な情報もあるため、ホームページや電子メール等の電子媒体を使ったり、防災情報と連携するなど、できる限り多様な方法で効率的に情報発信を進め、日常生活の中で容易に犯罪発生に係る情報へアクセスできることが望ましい。

(2) 「不審者」情報の提供

既に発生した犯罪情報だけでなく、「不審者」に関連する情報を地域で共有することも、犯罪の予防には効果的である。

近年、子どもを巻き込んだ犯罪、声かけ事案なども各地で多々発生しており、子どもの安全確保という観点からも、「不審者」情報の提供・共有が必要となっている。

「不審者」情報は、犯罪情報と異なり、個人情報保護の観点や情報の精度といった観点から、警察をはじめ、地域住民と連携するなど、様々な形態で情報提供を受けて発信することが望ましい。

指定都市の中には、行政区や学校単位で、あらかじめ登録した市民や事業者からの「不審者」情報を集約し、情報発信している事例もある。また、情報発信の方法として、電子メールによる配信、ホームページへの掲載、コミュニティFM等を利用した発信、等がある。

なお、「不審者」と判断する明確な基準があるわけではなく、情報精度の確認を行わなければ、不正確な情報発信をしてしまう可能性があるため、情報発信の考え方について、地域全体で十分に共有することが重要である。

4 防犯に関する教育・啓発

自主防犯活動の担い手が、自主防犯活動の意義、効果的な実施方法、自主防犯活動に伴う様々な危険及びその対処方法などについて、十分に理解を深めるため、市行政や関係者が連携しながら教育・啓発活動が行われている。

例えば、公民館や民間団体（ガーディアンエンジェルス等）等と連携した防犯講座では、防犯活動の意義やリスク、手法等、基本的知識の講義が行なわれるとともに、防犯パトロールの実施研修も行なわれ、防犯パトロールを効果的に実施するポイント、青少年への声かけの方法、危険時の対処の方法が、実践的に学ばれている。

この他に、犯罪発生に関する正確な情報や犯罪に遭わないための方法、防犯活動の重要性を周知するため、広報紙やホームページ等を通じた広報活動が行われている。

また、防犯に関する啓発活動として、市区行政・警察・消防・自主防犯団体等が一堂に会する場を設定し、その中で積極的な自主防犯活動の担い手を表彰するという事例がある。

この場合、単に表彰だけではなく、先進的な活動の紹介等を組み合わせることによって、表彰を受けた団体の士気の向上だけではなく、情報の共有化を通じて、全市的に取組みが展開されることが期待できる。

5 行政の関与

人的支援、財政的・物的支援、情報提供、教育・啓発の観点から市民参加による安全・安心なまちづくりへの支援を考えた場合、防犯の担い手である地域住民活動の自主性を促進することがポイントである。

そのためには、自主防犯活動への同行や協議会の設置、財政的・物的支援の際の活動状況を把握するなど、自主防犯団体との日常的な接点を持つことが重要視されている。

また、市としての姿勢や市民・市区行政・警察・学校等の役割分担を明確にすることが必要であるため、基本計画や条例等の策定により市の方針として位置づけられることが望ましい。

第3節 様々な主体が連携した安全・安心まちづくりの推進

地域においては、様々な団体、集団が存在している。

安全・安心まちづくりに向けては、それら主体の活動力を上手く組み合わせ、効果的に力を発揮することができるよう留意が必要である。

1 市民・事業者・関係団体との連携

(1)関係者の集う協議会の設置、関係者全体の連携

自主防犯活動団体を集めた情報交換会や関係者が一堂に会する協議会は、定期的開催されることが多く、先進的な事例や課題の解決方法の共有、各団体に期待されている役割の確認、士気の向上などに貢献している。

また、地域住民、警察、消防など関係者が集う協議会は、地区内の関係組織を市区協議会の中に位置づけられるなど、地域の実情に応じて工夫され、関係者による幅広いネットワークが構築されている。

なお、こうした防犯関係の協議会は、既に防犯協会等で組織化されている場合もある。その場合、新たに市行政で協議会を設置すると、「屋上屋を架すのか」という批判が挙がり、自主防犯活動等の士気が下がる懸念があるため十分な調整が必要である。

(2)防犯協会との連携

警察との関係が強く、長く活動をしてきた防犯協会には、様々なノウハウが蓄積されており、防犯協会との連携を深めることによって、こうしたノウハウをより効果的に活用することが望ましい。

区役所と防犯協会の共同による防犯講座を通じて相互の連携体制を構築したり、防犯協会の保険制度を市行政が活用するなど防犯施策に効果を上げている事例がある一方、市行政との連携が弱く、その活動をほとんど把握していなかったり、区役所による防犯関連の活動との線引きが困難な場合もある。

(3)道府県行政との連携

多くの道府県で、防犯担当部署による防犯講座の実施、自主防犯団体への支援が行われている。一方で、市行政でもここ数年の間に防犯担当部署が設立され、自主防犯団体等と連携を行い、支援や教育・啓発活動を行っている。

こうした状況において、二重行政を防ぎ、効果的な防犯施策を推進するためにも、市行政が道府県の防犯担当部署と連携し、互いの役割分担を明確にして事業の重複を避けた防犯行政を行うことが望ましい。

2 市行政と警察との連携

警察の有する専門的な情報やネットワークを活用するため、市行政と道府県警本部・市警察部では、以下のような方法で連携を深め、情報・人事交流等が行われている。

(1)市行政と道府県警本部・市警察部との連携

市行政・道府県警幹部の定期的会合の実施

道府県警本部の生活安全担当部署と市行政の防犯部署の責任者の定期的な会合の実施や、協議会での幹部の情報交換がなされている。これにより、警察・行政の双方の方針、役割の確認や、責任者レベルの顔の見える関係の構築ができるようになり、犯罪発生時等の迅速な対応に効果が期待できる。

市行政・道府県警担当者の日常的情報交換

道府県警本部の生活安全担当部署と市行政防犯担当部署の職員が、日常的に情報交換を行い、協力関係を構築することで、連携が円滑になり、緊急時の迅速な対応に効果が期待できる。

道府県警から市行政への各種情報提供

道府県警本部の持つ市域の犯罪発生等の情報を市行政へと伝達し、市行政が防災情報とともに電子メールで市民に配信している事例もある。

現職警察官の市行政への出向

市行政の防犯担当部署に、現職警察官が出向することにより、市行政と警察の相互理解、警察の持つ専門的知識活用等の効果が期待できる。また、市行政が警察に依頼をする際に適切な部署の紹介を行うなどの窓口として活躍することも期待できる。

市行政から道府県警への派遣

市行政の担当職員を道府県警に派遣することも、市行政と警察の連携を深めるうえで有効な手段となっている。特に、派遣により得られる道府県警の情報や幅広いネットワークを、市行政が主体となって、個々の取組みに反映させることが望ましい。

退職警察官の市行政防犯部署への転出・協力

退職警察官を嘱託職員等の身分で市行政の防犯担当部署に配置し、防犯講座の実施時の講師として派遣すること等により、警察の持つ防犯のノウハウを市行政が有効に活用する効果が期待できる。

(2)市行政と所轄警察署との連携

道府県警察本部は、市域のみを管轄しているわけではなく、市警察部^{注2}の多くは市域の所轄警察署を取りまとめる機能を持っていないのが現状である。

市行政と所轄警察署の連携では、連絡会議等により、市行政防犯担当部署と各所轄警察署、市警察部、区行政の合同会議を実施しているケースがある。

この場合、所轄警察署間の方針や防犯情勢の差や市域全体での防犯施策の実施が課題になることが多い。市行政と警察が連携して防犯施策を進める場合でも、警察署によって制度運用が異なる場合もあり、また、市域を統括する部署が存在しないなど、市域内の格差を調整することが困難な場合もある。

(3)区役所と所轄警察署との連携

区役所が市民参加の安全・安心まちづくりを推進する場合、所轄警察署との連携が必要である。

これには、所轄警察署の情報提供に基づく区役所の犯罪情報発信、区役所実施の防犯教室への警察署員の講師派遣、区運営の防犯協議会への所轄警察署の参加、区職員・所轄警察署担当者の日常的な交流等が考えられる。

なお、区行政の管轄地域と所轄警察署の管轄地域が一致しない場合がある。この場合、区での犯罪統計等を発信する際には、複数の警察署と調整を要するなどの対応が必要となっている。

3 市行政内部の連携

市行政内部においては、「防犯は警察」という意識が根強く残っている場合がある。犯罪を抑止するインフラ整備、子どもへの防犯教育など市民参加での安全・安心まちづくりの推進にあたっては、防犯担当以外の部署の防犯施策との調整が必要となっている。

そのためには、防犯に関する基本計画等の策定、周知、幹部会議等での防犯活動の周知、防犯関係の各種協議会への都市計画・建設部門等の参加、不当要求排除研修時の防犯教育の実施等を通じて、各部署が防犯に関する当事者意識を持ち、市行政全体として防犯施策を進めることが必要である

注2 警察法

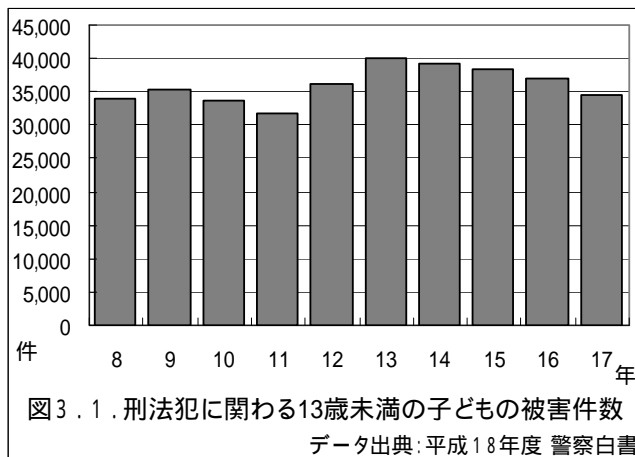
(市警察部)

第五十二条 指定市の区域内における道府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。

2 市警察部に、部長を置く。

3 市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

第4節 子どもの安全・安心の確保



市民参加の安全・安心まちづくりの中で、最近では、子どもの安全・安心確保への関心が高まっている。例えば、平成14年以降、刑法犯に関わる13歳未満の子どもの被害件数は減少の傾向にある。一方で、平成14年以降も依然として子どもを巻き込んだ凶悪犯罪が発生している。(図3.1)

特に、広島市では、平成17年11月の女子児童の殺害事件を受けて、こうした悲惨な事件を二度と発生させないとの決意のもと、「児童生徒の登下校の方法」、「通学路の

点検・見直し」、「不審者情報の収集・提供」、「児童生徒の自己防衛意識の高揚」、「公園・遊び場における安全対策」、「子どもを守るまちづくり」の6項目で、全庁を挙げて積極的に検討を重ね、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを全市域で推進している。

一方、子どもの安全・安心の確保では、個別組織による取組みが先行しているものの、各組織間の連携が弱く、非効率的な状況となっている場合もあり、保護者、地域、学校、行政等の役割分担を明確にしながら、より効率的・効果的な子どもの安全・安心確保の仕組みづくりを行うことが必要となっている。(資料 - 1)

1 市行政による取組み

子どもの安全・安心の確保では、他組織の活動も見据えながら、市行政が単独でできることは、積極的に実施することが望ましい。

例えば、公園緑地等について、子どもの安全の視点に重点を置いた点検結果を分析し、死角の有無などの評価に関する統一的な考え方、施設全体の安全性についての客観的な評価の方法を定めたガイドラインを作成し、地域の人々の目が公園に集まり、公園で遊ぶ子どもにとって安全な環境を提供している事例がある。

また、子どもの防犯力を高めるために、学校教育に「防犯」を位置づけることも有効な方法と考えられる。

2 保護者・地域・学校等と連携した取組み

子どもの安全・安心の確保の取組みは、保護者・地域・学校等の関係各組織とも連携して行うことが望ましい。

例えば、子どもを地域全体で守っていく体制づくりを継続するため、「子ども安全の日」を制定し、定期的に、子どもの安全を考える普及啓発に市行政が率先して取り組むとともに、公用車に防犯ステッカーを貼り付け、移動の際に子どもを見守る活動が実施されている。また、自主防犯活動支援の一環として、小学校への警備員配置の増員や、子どもに関わる事件調査からどのような犯罪に子どもが遭遇しやすく、その対策として何が必要なのか分析し、防犯教室、教職員研修などで周知させたりする取組みが行われている。

さらに、警察官OBを地域学校安全指導員に委嘱し、区ごとに担当を決め、全小学校を定期的に巡回し、学校安全上の問題点の分析と対応策の指導、学校安全ガードボランティアへの指導などを行っている事例や、モデル地区を指定し、警察署やPTA、地域団体と協議しながら、子どもの安全に関する実践的取組みを実施したり、全小学校で登下校時に児童がひとりになる区間を確認し、安全な登下校方法を検討・実施したり、また、登校時の8時と下校時の3時以降を中心に、散歩や買い物などの際に多くの市民が腕章などを着用して子どもの見守り活動を行っている事例もある。

これらの取組みは、各小学校が中心となって、地域の実情に応じて推進されているため、小学校ごとに設置する保護者・地域団体等と連絡調整・協議する場の設定及びその活性化、各地域で行われている取組情報の共有化が必要とされている。

第5節 まとめ

今後も地域防犯力の向上には、市民参加による安全・安心なまちづくりが重要となっている。

市民参加による安全・安心なまちづくりは、市民の自主的な取組みを軸として行われることが基本であり、市行政をはじめとする関係各団体が支援することで、自立性を損なうことなく継続的に、効果的に推進することが望ましい。

一方、地域には既に警察が中心となった取組み（資料 - 2）が根付いており、市行政が取組みを始める場合には、事前の調整が必要である。また、市行政には、市としての「安全・安心まちづくり」推進の立場を明確に示しながら、市の施策全般に防犯の観点を内在化し、市民の防犯への関心を高めることが求められている。

このようなことを踏まえ、市民参加による安全・安心なまちづくりでは、日常的に市民と接する機会の多い市行政を中心に、警察、道府県、学校などの関係各団体が連携を深め、地域が一体となった施策を進めていくべきである。

第4章 繁華街・歓楽街の再生

第1節 はじめに

繁華街・歓楽街の安全・安心の再構築については、既に、国においても都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」(平成17年6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定)の対象地域として、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保と「魅力の再生」の取組み(資料-1)が行われている。このモデル地区として選出された11地区のうち7地区が指定都市の繁華街であり、全国的にも繁華街・歓楽街の再生において、指定都市の取組みが注目されている(表4.1)。

表4.1 都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」対象地域

	対象地域(都市名)		
指定都市	・薄野(札幌市) ・木屋町周辺(京都市) ・中洲(福岡市)	・関内・関外(横浜市) ・ミナミ(大阪市)	・栄周辺(名古屋市) ・流川・薬研堀(広島市)
特別区	・池袋(豊島区) ・六本木(港区)	・歌舞伎町(新宿区)	・渋谷(渋谷区)

本プロジェクトは、「防犯対策とまちづくりとの連携・協働による安全・安心の再構築」を基本テーマとしているが、とりわけ大規模な繁華街・歓楽街は、組織犯罪や凶悪犯罪、街頭犯罪等の犯罪が集中して発生している地域である。特に、都市再生プロジェクトの対象となっている指定都市の繁華街・歓楽街では、管轄する警察署や行政区が扱う犯罪の件数が、他の地域と比べて1.6から7.4倍となっている。(別紙5)

一方、繁華街・歓楽街の地域的な特性は、第3章で取り上げたような、住宅地や一般の商店街等とは異なるものである。他の地域に比べると居住人口が少ない一方で、夜間の来訪人口は極端に多く、来訪者の年齢・性別の構成や就業構造にも特徴がある。場合によっては、居住者は数百人程度である一方で、風俗営業所は数千か所、1日あたりの利用者は数万人というケースもある。

こうした大規模な繁華街・歓楽街の存在は指定都市に特徴的なものであり、繁華街地域の安全・安心の確保は、指定都市全体のイメージに大きく関わるものである。こうした点から、本プロジェクトにおいても、繁華街・歓楽街の安全・安心の再構築については、他の地域での対策(第3章)とは別に検討を行った。

繁華街・歓楽街の安全・安心の再構築については、犯人を検挙するという観点から、警察を主体とした一斉取締りの実施、迷惑行為・違法行為の排除等の取組みが実施されている。しかし、取締りだけでは、無店舗型の風俗店の増加や繁華街・歓楽街の周辺地域へ犯罪が移転する可能性があるため、犯罪の予防(抑止)に向けて、市行政が警察や地域と連携し、協議会の設置やパトロールに地域を挙げて取り組んでいる。

なお、一斉取締りの結果、繁華街・歓楽街から違法店舗が一掃されたとしても、それだけでは、空き店舗を増やし、繁華街・歓楽街が衰退し、その魅力が失われるという懸念もある。このような観点から、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保では、「犯罪抑止」と同時に行う「魅力の再生」の取組みも重要になってくる。

こうした「魅力の再生」は、地域全体の振興策として、市民や事業者、市行政などが一体となって取り組んでいく必要がある。

第2節 繁華街・歓楽街の特性と課題

繁華街地域では、一般に居住人口が少ないため、住民による防犯活動の実施面において課題を抱えている。一方で、隣近所や小学校区等の地域社会は、商店主を中心に形成されていることが多く、地域の各種防犯活動も、こうした商店等による組織が担っていることが多い。

その地域の特性としては、次のような状況がみられる。

(1) 格段に高い犯罪発生件数

繁華街・歓楽街は、他の地域に比べると犯罪の発生率が極端に高い。(別紙5参照)また、風俗店等が集中する地区の面積は非常に狭く、場合によっては1km²に満たない地域もある。

(2) 暴力団事務所の集中と組織犯罪の多発

繁華街・歓楽街には、暴力団事務所が集中^{注3}し、いわゆる「ぼったくり」行為の横行や外国人の不法就労など、この地域が組織犯罪の温床になっている場合がある。近年、暴力団は大規模組織に系列化される傾向にあり、以前に比べると凶悪化が進んでいるということも問題である。

こうした事情を背景に、先述の都市再生プロジェクトの報告書でも、繁華街・歓楽街において求められる対策として、来街者、居住者、事業者ともに「暴力団の排除」を上位に挙げていることが示されている。

(3) 悪質な勧誘・声かけ等の横行

いわゆる「カラス族」^{注4}による、風俗店への勤務やアダルトビデオへの出演等の勧誘行為、風俗店への客引き行為が、繁華街・歓楽街やその周辺地域において横行している。こうした行為によって、繁華街・歓楽街が安心して歩くことが難しい地域になっている。迷惑行為については、条例等がなければ取締り・規制をすることが困難であるが、近年、各種の迷惑行為を防止する条例の制定によりカラス族を一掃する取組みが行われている。

(4) ピンクチラシ、違法なはみ出し看板、落書き等による景観の悪化

ピンクチラシの貼付け、違法なはみ出し看板の設置や落書きの横行などにより、繁華街・歓楽街の景観が悪化している。これに加えてわいせつな看板の設置、ごみの放置等も加わり、家族連れはもちろん、一般市民が安心して訪れることができない空間になってしまっている。

(5) 客待ちタクシーの迷惑駐車、自動二輪車・自転車の違法駐輪

大量の客待ちタクシーの迷惑駐車や二輪車の違法駐輪は、一般車両の通行を妨げ、この地域に恒常的な渋滞をもたらしている。また、歩道には二輪車・自転車等が違法に放置され、市民の歩行はもとより、緊急車両が通行できない状態になっていることもある。

このような状況から、繁華街・歓楽街の中には、観光案内などで「あの地域は危険だから近寄らないように」とされる場合もある。こうしたイメージの悪化は、長期的には当該地域の衰退をもたらす可能性もある。

注3 繁華街・歓楽街の狭い地域の中に、数十の暴力団事務所が集中し、1,000名近くの構成員が活動している場合もある。

注4 街頭で客引き・勧誘等を行う風俗店関係者のことを指す。彼らが、黒いスーツを着用することが多いことからこの名前が広まった。

このような状況の中、地元の飲食店組合や警察も独自に対策をしてきている。例えば、200 日連続で防犯パトロールを実施し、その活動を警察や市行政との連携した活動へと発展させた地域もある。警察においても、先述の都市再生プロジェクトの対象になった地域においては、ここ数年間の間に、道府県警に対策本部を、地元所轄署に現地対策本部を設置し、対策を強化しているところが多い。

また、風俗店への勧誘や強引な客引き等の迷惑行為への規制を求める市民の声の高まりをうけて、地域や警察、市行政が合同でパレードを実施するなど連携の場を作り、お互いの関係を強化するとともに、市行政として権限を持つ部分での取締りの強化（建築や保健衛生、迷惑行為等を市条例で規制することを含む）や必要な法改正の要望、インフラの整備、様々な活性化策の推進などにより、地域の安全・安心を回復し、健全な賑わいのある繁華街・歓楽街、都市イメージを取り戻すことが図られている。

第3節 繁華街・歓楽街の特性・課題に応じた対策の実施

1 関係各組織の集う協議会の設置

繁華街・歓楽街の防犯対策・再生へ向けた取組みにおいては、地域・市行政・警察の連携のもと、違法行為や迷惑行為の排除から賑わいの創出まで、様々な取組みを体系的に実施することが重要である。実際、ここ数年の間に、市行政・警察・地域の商店会等の関係各組織が集い、地域の防犯対策を幅広く進めていくための協議会組織が各地で立ち上げられている。こうした協議会は、地域代表（市長あるいは市の防犯担当副市長、部長、警察署長、商店会連合会長等）が集い、対策の方向性を検討するものから、担当者（市、警察の担当部署職員や商店会会員）が集い、具体的な対策を詰めていくものまで、様々な形態のものがある。

こうした協議会の設置には、地域、市行政、警察の各々に利点がある。

地域では、これまでも商店会等が単独で自主防犯パトロールなどの防犯対策が推進されており、場合によっては、30年を超える活動をしているところもある。一方で、こうした活動を地域単独で推進する場合、暴力団からの嫌がらせを受ける場合もある。これは、協議会を設置し、市行政や警察と連携して対策を進めることで防げる場合が多い。また、協議会形式をとることにより、組織的に継続した取組みとすることが期待できる。

市行政にとっては、地域の関係者が集う協議会を通じて、地域の意見集約や施策のより円滑な実施が期待できる。さらに、協議会の設置には、市行政が、地域とともに犯罪抑止キャンペーンや一斉清掃活動などを実施しやすくなるという効果も期待できる。さらに、この場合の「地域」とは、商店会や飲食店組合などを含んでいるため、居住者だけでなく、そこで働いている人々も巻き込んだ形で、地域防犯についての当事者意識の醸成や、清掃キャンペーン等の安全・安心まちづくりの取組みへの参加を促すことが可能になる。

警察にとっては、地域の状況を把握したうえでの効果的な取締りの実施が可能になるなどの利点がある。

また、市行政・警察の両方にとって、こうした協議会を設置することで、ビルオーナーに対して風俗店閉鎖後に同様店舗の入居を拒否するよう要請することが容易になる。これにより、繁華街・歓楽街の雰囲気改善と犯罪抑止の効果も期待できる。

2 迷惑行為禁止に係る条例等の制定

繁華街・歓楽街特有の迷惑行為である悪質な客引き、風俗店への勧誘、ピンクチラシの貼付け、客待ちタクシーによる渋滞の発生等を規制する根拠として、条例等が制定されている場合がある。

指定都市では、地域、市行政、警察の連携をもとに、迷惑行為等を禁止する条例を独自に制定しているところもある。条例では、(1)風俗店等への勧誘行為、(2)風俗店等の客引き行為、(3)ピンクチラシの貼付け、(4)卑わいな看板の設置、(5)ぼったくり行為、等の迷惑行為を禁止し、違反者に罰則を科しているものが見られる。場合によっては、違反した者に金銭を提供する事業者等にも罰則を科している。この場合、客引きの関係する店舗の経営者や、ピンクチラシを印刷する事業者を取り締まることも可能である。また、条例の規制範囲は、繁華街・歓楽街一帯ということもあれば、市域全体ということもある。

実際に、これらの条例が施行された当日から、悪質な客引き・勧誘等の迷惑行為、わいざつな看板、ピンクチラシが一掃した事例も複数ある。

しかし、条例が制定された場合でも、将来にわたって迷惑行為を規制できるとは限らないため、市行政は、地元、警察等と連携して迷惑行為や脱法行為を監視し、安全・安心を維持し、現行の法律・条例の抜け穴を狙った新たな迷惑行為などが発生した場合には、即座に対応できることが望ましい。

3 防犯カメラの設置

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けては、指定都市においても、防犯カメラの設置に対する商店会等の地域からの要望も大きい。新宿区における歌舞伎町ルネッサンスの事例等（資料 - 2）から、繁華街・歓楽街の犯罪抑止に有効性があると考えられる。

ただし、留意すべき点として、防犯カメラの設置については、不特定多数を公共空間で撮影することや警察や市行政等の公権力が防犯カメラを直接設置し運営することに対して、市民や議会等から異論や慎重な意見がある。（資料 - 3）

防犯カメラの設置については、大きく分けては、次のような3つの形態が考えられるが、実際の設置にあたっては、いずれの形での設置であれ、個人情報の扱いや運用の方法についてのガイドラインを設置するなど、明確な基準を設けることが望ましい。

(1)市行政が設置する場合

人権や個人情報への配慮の観点から、設置の基準や要綱、運用に関して詳細に取り決めが行われる。ここでは、（当該地域で犯罪多発等）設置の必要性が明確である、設置について住民等との合意がある、映像の保存方法・期間が明確である、保存期間終了後に必ず破棄する、等が取り決められていることが多い。

(2)道府県警が設置する場合

設置の目的や管理責任者の設置など運用に関して必要な事項が公安委員会規則や運用要綱に定められ、設置にあたっては、適切に個人情報の保護を図りながら、犯罪抑止に有効な防犯カメラを効果的に活用していく方法が検討されている。

(3) 商店会等の地域の組織が設置する場合

公権力が防犯カメラを設置することへの慎重な意見も踏まえ、地域組織が設置する場合が増えている。この場合は、設置の基準や要綱、運用に関する詳細な取り決めが行われる場合もある。

ただし、防犯カメラの設置・運用には一定の費用が発生するものであり、地域組織にとっては大きな負担となる場合もある。そこで、市行政が、一定限度額内での経費の一定割合を補助したり、設置基準・運用についての助言を行う場合がある。

4 警察・関係機関と協力した一斉取締り等の実施の意義

警察、消防、市行政（建築部局や衛生部局等）は、それぞれの管轄する分野での違法行為について、厳しく取締りを実施している。しかし、悪質な店舗の場合には、警察が取締りを実施する場合、消防法や建築基準法の違反があっても、取締りの権限がないことを主張して、検挙を逃れようとする場合もある。

そこで、繁華街・歓楽街において取締りを行う場合、警察、消防、市行政（衛生部局等）および国の入国管理部局が共同し、違法風俗エステの摘発による不良来日外国人の検挙などあらゆる角度から抜け目なく違法行為を取締まる場合がある。

また、このような連携した取締りには、違法風俗店一斉取締りと並行して市行政で当該地域の建物等を一部買取り、芸術振興の拠点として活用したり、取締りにより違法店舗を閉店に追い込む一方で、建物の所有者には再び違法店が入居しないよう依頼し、健全な賑わいを取り戻す試みを行っている事例がある。

5 市行政と地域の連携による防犯対策や活性化策の実施

市行政と地域が中心となった防犯対策として、次のような形態が考えられる。

(1) 防犯イベントや防犯パレードの実施

繁華街・歓楽街の街頭ビジョン等による防犯啓発ビデオの上映や、防犯に関するワークショップの開催、ライブ・パフォーマンス希望者への繁華街・歓楽街の公共空間の使用許可、定期的な防犯パレードの実施等がある。

(2) ごみや落書きなどの迅速な撤去

ごみ対策については、平日の繁華街・歓楽街で、毎日ごみを回収し清潔な状態を保つことで、当該地域の雰囲気となるべく健全なものに保つという方策や、定期的にごみ拾い活動を実施し、これに地域、市行政等の関係各組織が参加し、連携を深めるという方策がある。

落書き消しについては、地域を中心に、塗料メーカー等の協力も受けながら、定期的に落書き消しを実施し、繁華街・歓楽街の雰囲気を健全に保つという方策がある。これには、市行政も活動団体に物品を支給し、協力企業に感謝状を出すなどの支援を行っている場合もある。

ごみや落書き対策は、居住者はもちろん、当該地域で商売を行う事業者やその従業員の協力を得ることが効果的である。そのためにも、市行政が、協議会を通じた啓発活動や、商店会を通じた各種活動への参加の働きかけなどを実施するなど、繁華街・歓楽街の事業者や従業員が、地域の景観等に問題意識をもつような取組みを実施することが必要である。

6 暴力団が関わる組織犯罪対策の実施

人の弱みにつけこんだ金品の要求や地上げなどに対する実効性のある暴力団対策として、平成4年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が施行されている。

この法律に基づき、市行政は、警察との連携のもと、サラ金、風俗、麻薬など暴力団が関わる組織犯罪の規制に取り組んでいる。

指定都市においても、これらの取組みと並行して、先述のような迷惑行為を規制する条例を制定したり、暴力追放意識の高揚を図るため、市民や警察等と連携しながらシンポジウムを実施する等、暴力団対策に取り組んでいる。

また、暴力団員による暴力的要求行為（ゆすり・地上げ・示談屋などのいわゆる民事介入暴力）に対しては、市民に最も身近な市行政に相談窓口が設置されたり、市行政に対して不当な要求を直接行ってくる場合に対して、毅然とした態度で接し、不当な圧力には屈しないという姿勢を市全体で示すために、日常から職員を対象にした暴力団に関する対応研修を実施するなどの取組みが行われている。

第4節 まとめ

以上のことから、繁華街・歓楽街の再生については、安全・安心の確保の観点及び賑わいの創出の観点から、以下の段階に整理できるが、それぞれの取組みを成功に導くためには、関係各組織の集う協議会等の各構成員がそれぞれの役割の主体となり、連携・協働しながら、積極的に施策を推進していくことが重要である。

(1) 迷惑行為等の課題減少に向けた取組み

警察の取締りはもちろん、地域・市行政・警察等の関係各機関が、市全体のレベルや区レベルでの協議会を通じて組織的に連携できる体制を構築し、地域における課題認識を共有すること、さらに、条例の制定など迷惑行為等の規制に向けた重点的な対応など、取締りがしやすい環境の整備等によって、実効性を確保することが効果的である。

(2) 迷惑行為等の抑止された状態を保つ取組み

条例の制定や一斉取締りの実施等により迷惑行為等が効果的に抑止された場合であっても、その取組みを継続しなければ、再び犯罪が増加に転じる懸念がある。繁華街・歓楽街の安全・安心を確保するためには、取締り等による効果を継続させることが重要である。

(3) 地域の賑わいや活性化に向けた取組み

繁華街・歓楽街の賑わいの喪失などにより空洞化することがないように、取締り等と並行して、繁華街・歓楽街の公共空間を活用した音楽祭の実施など各種イベントやキャンペーンを実施することにより、繁華街への集客数を増大させ、賑わいを再生する効果が期待できる。また、街美化の活動や空き店舗へ健全な賑わいの創出に貢献するテナント等を誘致することにより、街の雰囲気や健全でかつ活気あるものにする効果が期待できる。

第5章 安全・安心まちづくりに係る制度改革

第1節 「地域」を見据えた施策展開の必要性

これまで第3章、第4章においてみてきたように、各市の実例を踏まえると今後の安全・安心まちづくりに向けて市行政が施策を展開するにあたっては、概ね次のような考え方がポイントとなると思われる。

まず、「市民参加による安全・安心なまちづくり」については、地域住民の自主的活動を促進して「地域防犯力」の向上を図ることが重要であり、犯罪が起きにくいまちづくりの視点を踏まえて建築物や施設等を整備することが必要である。

また、「繁華街・歓楽街の再生」については、住民はもとより商店主、飲食店や事業者など、地域の様々な人たちで構成される連携や協力推進の体制づくりに向けて、そのコーディネートを行っていくことが重要であり、実際の違反行為や迷惑行為の取締りにとどまらず、それらの事象の発生抑止、さらには地域全体の魅力を高める取組みを同時に実施することが重要である。

これらの考え方のキーワードは「地域」である。破れ窓理論においても、地域における小さな予兆に早期に対応することで地域全体の防犯力の向上を図り、犯罪抑止につなげていくことを中心的にしていることからわかるように、今日、防犯の問題を考えるとときに「地域」の観点は極めて重要となっている。

我が国の警察は、長らく検挙を中心にその活動を行ってきたことから、地域における犯罪抑止・犯罪予防に向けた活動は視野に入れられてこなかったと言われている。今日、社会を取り巻く環境の変化を反映して、暴力団活動をはじめとする犯罪の広域化、国際化が進展しており、警察の活動としては国家警察の機能強化が必要となっている一方、近年、地域での地道な取組みが重視されるようになってきている^{注5}。

しかしながら、地域における防犯という点では、警察と学校や教育委員会を含む市行政との連携については、まだまだ十分とはいえない段階と言わざるを得ない。

現在の各市での取組みは、「地域」における安全・安心の確保に向けての模索をしながらの試みであり、それらの試行錯誤を通して、有効な対策を見い出そうとしている途上にあると言えるのではないだろうか。

注5 今の警察は、テロなど国境を越えるような国際犯罪に対処しなければなりませんし、国内の犯罪でも、暴力団とかオウム真理教とかいったものになると同時多発で、日本全国で事件を起こすわけです。そういうグローバルな国際的な問題や、都道府県を越える広域犯罪など広い区域にまたがる問題は、インターポール（国際警察組織）と協力したり、犯罪者引渡条約を結んだり、国家間の犯罪防止のための条約に基づいて措置をとったり、いろいろなことをしなければなりません。しかし、一方で、国民の日常生活は、今、安全安心面で非常に危なくなっています。

そこで、イギリス、アメリカの警察のように、市民生活の安全・安心を守るために、狭い区域を対象にした活動（コミュニティ・ポリシング）も必要になるのです。狭い区域を対象とした警察というのは、当然住民の意向をよく汲み上げて、住民やコミュニティが参加する形でやっていかなければなりません。

（成田頼明「地方自治史を掘る 警察法改正」：都市問題第97巻第8号114頁 より抜粋）

第2節 地域における安全・安心まちづくり活動の促進に向けた課題

いまだ途上にあるとは言え、住民の防犯への関心の高まりとそれを受けての各自治体の対応によって、地域では徐々に市民の安全・安心の確保に向けた成果があがってきている。

ここでは、これまでのそのような各市の取組みを通じて、当面、改善あるいは改革を検討すべき事項をあげる。

1 防犯活動支援等に係る補助制度

現在、地域における自主的防犯活動促進に向けて利用されているものに、地域パトロールに必要な物品購入等を支援する制度がある。これらは、文部科学省（教育方法等実践研究委託費）や警察庁（都道府県警察費補助金）など各省所管ごとに補助金等として支給されている。

補助金の場合、ジャンパーなど補助対象物品が重複し、補助金種別ごとに区別・区分を行う必要があるなど、現場からはその使い勝手の悪さも指摘されているところであり、また、自治体側にとっても運用しづらいことから、統合のうえメニュー化の一層の推進を図るか、所要財源を移譲するなどの制度見直しが必要である。

2 ながらパトロールの運用基準

防犯パトロールに使用する自動車へ青色回転灯を装備する条件は、道路運送車両の保安基準により定められている。この基準については自主防犯活動支援の観点から、平成18年7月1日から防犯パトロール車への青色回転灯を装備する手続が緩和（資料 - 1）され、運用の見直しが図られているところであるが、子どもの通学路等のパトロールを庁外での業務終了後の帰庁時に市行政が実施する、いわゆる「ながらパトロール」に関する青色回転灯の運用判断が相当に異なっているのが実態である。

自治体ごとに関係署等との個別協議が基本ではあるが、統一的な対応や柔軟な運用を図ることが必要である。

3 「不審者」情報の提供のあり方

「不審者」に関連する情報提供の取組みが多くの自治体で警察との連携のもとに行われているところである。しかし、実際には何をもって「不審者」と判断するかが難しく、住民の協力を得る上でも難しい課題となっている。地域の所轄署の考え方や担当者によっても取組みに濃淡がでるのも実情であり、情報提供後の対策についても課題がある。これらの問題については警察が中心となって、一定の事例を幅広く集積して、実情を踏まえつつも実際的な方策について地域関係者全体として知見を共有することが求められる。

第3節 防犯分野における指定都市の果たすべき役割

1 防犯分野における指定都市の位置づけ

防犯分野においては、現在、我が国で、国・地方の役割分担はどのように捉えているのだろうか。ここでは、国と地方の係に係る議論として、地方制度調査会において示されている考え方をみよ。

第28次地方制度調査会は「道州制のあり方について」を審議項目として、現行の都道府県が今後、広域自治体としての道州と置き換わった場合に、警察分野における事務に関して国と地方(道州、市町村)の役割を位置づけているが、市町村の役割については全く言及されていない。

ここでは事務の種類としては「犯罪捜査」「風俗営業の許可」「運転免許」のみが掲げられているが、「道州制導入時のイメージ」の欄においても市町村の役割は空欄となっている。(表5.1)

表5.1 道州制の下で道州が担うこととなる事務のイメージ

分類	事務	現行				国と地方の関係		都道府県と市町村の関係		道州制導入時のイメージ		
		国 (地方支分部局)	地方		上段:現状 下段:道州制での考え	メルク マール	上段:現状 下段:道州制での考え	都道府県のみが実施	道州警察内の広 域捜査の調整 (本庁)	地方		
			都道府県	市町村						道州	市町村	
警察	犯罪捜査	都道府県警察間の捜査の調整、サイバー犯罪に関する技術指導(管区警察局)	都道府県の区域における犯罪捜査、被疑者逮捕		都道府県の行う事務に対して国が調整を行う	2(4)②	都道府県のみが実施		道州の区域における犯罪捜査、被疑者逮捕			
	風俗営業の許可	風俗営業の許可に関する都道府県公安委員会からの報告の受理及び他の公安委員会への通知(本庁)	風俗営業の許可・監督		都道府県の行う事務について国が調整を行う	2(4)①	都道府県のみが実施		風俗営業の許可・監督			
		風俗営業の団体(2以上の都道府県にわたるもの)の成立の届出の受理(本庁)	風俗営業者の団体(都道府県の区域にとどまるもの)の成立の届出の受理		国と地方が対象に応じて分担して実施	2(1)①	都道府県のみが実施		風俗営業者の団体の成立の届出の受理			
	運転免許	自動車運転免許の付与・取消等に関する各都道府県公安委員会からの報告の受理及び他の公安委員会への通知(本庁)	自動車運転免許試験の実施・当該免許の付与等、安全運転管理者等に対する講習		都道府県の行う事務について国が調整を行う	2(4)①	都道府県のみが実施		自動車運転免許試験の実施・当該免許の付与等、安全運転管理者等に対する講習			

(第28次地方制度調査会 第24回専門小委員会資料から関連部分を抜粋)

しかし、これまでみてきたとおり、現に、指定都市はそれぞれの地域において、市民生活の安全・安心の確保に向けた取組みを強化している。また、今後とも地域を主眼とした施策を行っていく必要があることを踏まえれば、「防犯」分野における基礎自治体としての指定都市が果たすべき役割があることは、明確に位置づけられるべきである^{注6}。

このことは、平成19年4月に発足した地方分権改革推進委員会において、「国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務」、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」(地方分権改革推進法第5条)とされていることから、今後の国・地方の役割分担においては基本となる考え方である。

注6 住民の日常生活という点から言うと、身近な問題として交通規制や通学路の安全などの問題等があります。どこに信号をつけるか、横断歩道をつくるか、そういう問題もあるし、新興住宅地などでは、夜、治安が悪いということで、駐在所とか交番をつくって欲しい、少し頻繁にパトロールしてほしいという要望があったり、泥棒が横行するので情報提供をして欲しいとか……。そういう市民生活に密接した問題がたくさんあるわけです。それは、国家警察ではうまくいきません。(成田頼明「地方自治史を掘る 警察法改正」：都市問題第97巻第8号114頁より抜粋)

また、国と地方の役割分担の考え方としては、国はテロ対策などをはじめとする組織犯罪や広域・国際間の治安問題、地方においては都道府県（警察）が犯罪捜査や検挙、刑事活動を中心とした役割を担うこととなるが、今後は、基礎自治体である指定都市には、警察とのさらなる連携のもと、住民生活に身近な犯罪を抑止するための「地域防犯」を担っていく役割が位置づけられるべきであろう。

なお、凶悪化する暴力団対策として、各市で暴力団排除の取組みが行われているが、地域の安全・安心を確保していくにあたっては、国全体として一層の警察力の強化が望まれるところである。

2 地域防犯に関する基本事項を規定した枠組みづくり

このような認識のもと、安全・安心なまちづくりを推進していくうえで検討すべき重要な課題として、地域住民の生活の安全確保に関して市民、市行政、警察、事業者など地域のさまざまな主体の責務などを明確にした枠組み、例えば「生活安全基本法」(仮称)や「地域防犯推進法」(仮称)を制定すべきである。この基本的枠組みにおいては、例えば以下のような事項を規定することが考えられる。

基本理念として安全・安心なまちづくりの骨格を住民との協働により構築すべきこと等を明示
国、地方公共団体及び地域住民の責務

様々な主体が連携して、安全で安心なまちづくりを推進すべきこと

防犯に関する組織、生活安全に関する基本方針やこれに基づく実施計画を各市町村において定めるべきこと

実施計画において、自主防犯活動への人的支援、自主防犯組織への財政的・物的支援、自主防犯活動への情報提供、防犯に関する教育・啓発など、住民の生活の安全確保を推進するための諸施策を定めること

とりわけ子どもの安全・安心について確保を図るべきこと

まちづくりの観点を考慮して繁華街・歓楽街の再生をはかるべきこと など

このような基本的枠組みの整備によって、現在、各市において進められている取組みに法的根拠と位置づけが付与され、体制整備、犯罪が起これにくい社会的・物理的な環境整備、安全・安心まちづくりの重要性の啓発、情報の収集、住民と一体になった活動を一層進展させることが期待できる。

おわりに

指定都市安全・安心まちづくりプロジェクトでは、「防犯対策とまちづくりとの連携・協働による安全・安心の再構築」を基本テーマに、「市民参加による安全・安心なまちづくり」や「繁華街・歓楽街の再生」において重要となる、いかに地域防犯力を向上させるかという点について、各市の取組み実例をみながら検討を重ねてきた。

挨拶運動や防犯パトロールなど地域に密着した各市の地道な取組みは、これまで犯罪の減少に一定の成果を挙げてきたものの、指定都市での犯罪認知件数は全国平均に比してなお30%以上高い現状（別紙2参照）である。今後、さらに、対策を進めていくためには、いかに市民との協働のもとに防犯まちづくりの活動を行ったとしても、それらの活動だけでは一定の限界があるのではないかということは、多くの行政担当者や地域の関係者の悩みであり、現時点では、警察力の強化などを合わせて犯罪抑止力の向上を図らざるを得ないであろう。

戦後、我が国には市町村に警察が設置されていた。大変な財政的負担のために多くの市町村では警察業務を担うことが難しかった。第1次地方制度調査会（昭和27年設置）は「警察制度改革」を議論し、昭和28年10月に答申（資料-2）を出している。そのなかでは、警察の単位は都道府県を基本単位としつつ大都市には例外として市警察を設けるべきことや、国は警察費について一定の負担をすべきことなどの見解が示されている。

一方、当時の政府は、大都市の警察について、「府県と並立させることは、大都市とその周辺地域とを遮断し、警察対象としての両地区の一体性を障害し、財政的にも極めて不経済な結果を来す」という理由から都道府県警察に一元化すべきとし、紆余曲折を経て（資料-3）、昭和29年の警察法改正により現行体制に移行した。その際、当時の五大市については「区域内の警察事務には相当な特殊性もある」ことから大都市の実情に適應した警察運営を図るため、「市警察部」が置くこととされた。

それから半世紀を経て、今日、指定都市においては、地域住民の安全で安心な暮らしを確保するために、まさに地域における取組みの強化が要請され、急速に対応が進められている。警察がその力を十全に発揮するためにも指定都市が連携、協働する余地は大きく、今後も、各市において様々な取組みが模索されながら進められていくだろう。

本プロジェクトにおいては、例えば、交通警察に係る業務のうち信号機や横断歩道の設置など、基礎自治体である指定都市が担っているまちづくりに関連する業務については、これを市業務として位置づけ、担っていくべきではないかとの議論があった。しかし、これらの業務についても交通管制や規制・取締りなど交通政策体系全般のなかで、指定都市がどのような役割を果たしていくのかという点と関連づけて検討しなければならない。そこでは「防犯」のみならず、総合的なまちづくりの視点が必要となる。

基礎自治体の機能充実が求められている今日、かつて大都市が自ら警察を運営し、施策を行っていた当時と比べて、指定都市は十分な対応を行うことが可能となっているであろうか。また、市警察部はその設置趣旨に則り、十分に機能しているのだろうか。さらなる施策の推進に向けてどのような行政体制が求められるのであろうか。地方分権改革が進められているなか、これらの視点からも検討が必要となっているのではないだろうか。

本プロジェクトにおける検討内容が、今後の指定都市各市における取組みの参考となり、さらなる施策の充実の一助になることを願うものである。

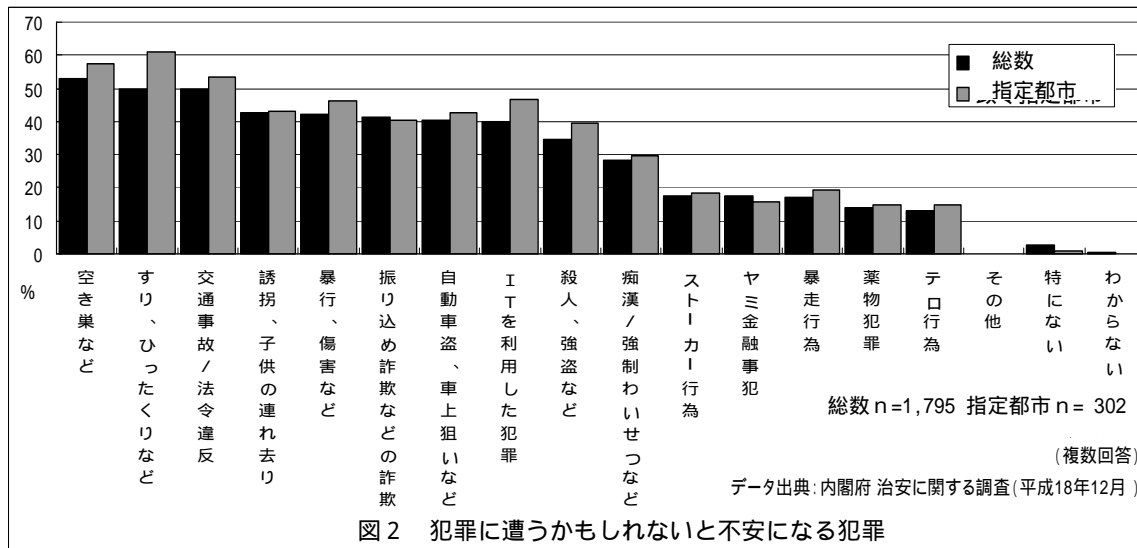
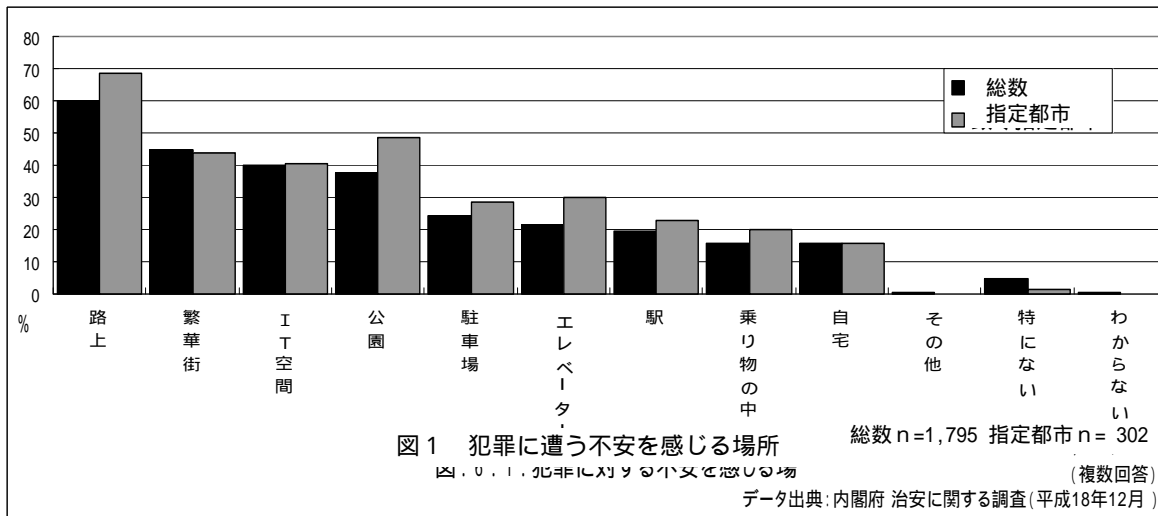
別紙一覧

- 別紙 1 内閣府の治安に対する調査について
- 別紙 2 指定都市における犯罪情勢について
- 別紙 3 犯罪に関する代表的な理論について
- 別紙 4 防犯ボランティア団体と主要街頭犯罪の認知件数の推移について
- 別紙 5 都市再生プロジェクト対象繁華街を含むエリアの刑法犯認知件数
(平成 18 年)について

内閣府の治安に対する調査について

内閣府の治安に対する調査（平成 18 年）によれば、「犯罪に遭う不安を感じる場所」としては、路上（約 60%）や繁華街（約 45%）、公園（約 37%）などの回答が多く、市民が街頭において犯罪に遭う不安を抱いていることがわかる（図 1）。

また、遭うかもしれない犯罪としては、空き巣（約 53%、指定都市約 57%）、すりやひったくり（約 50%、指定都市約 60%）、誘拐や子どもの連れ去り（約 43%）、暴行・障害（約 42%、指定都市約 46%）などが挙げられている（図 2）。



指定都市における犯罪情勢について

1 指定都市における犯罪(刑法犯)種別の構成

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
凶悪犯	1,199	1,277	1,509	1,700	1,812	2,213	2,686	2,887	3,123	2,966
粗暴犯	8,395	8,865	9,734	10,578	11,464	15,918	18,107	19,901	19,764	18,554
窃盗犯	342,627	348,588	371,778	386,861	426,904	494,410	536,367	532,972	495,965	439,878
知能犯	13,331	15,725	14,682	13,757	12,798	13,386	12,611	14,866	16,025	19,928
風俗犯	1,209	1,350	1,300	1,421	1,699	2,278	2,699	2,952	2,829	2,757
その他	17,605	18,909	23,584	26,366	29,157	33,136	48,717	59,660	79,617	83,968
合計	384,366	394,714	422,587	440,683	483,834	561,341	621,187	633,238	617,323	568,051

さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除く。

犯罪で多いのは、圧倒的に空き巣、引ったくりなどの窃盗犯(主要犯罪の77.4%)

平成16年ベース 窃盗犯 439,878件 合計 568,051件

犯罪の種別

凶悪犯 殺人、強盗、放火、強姦

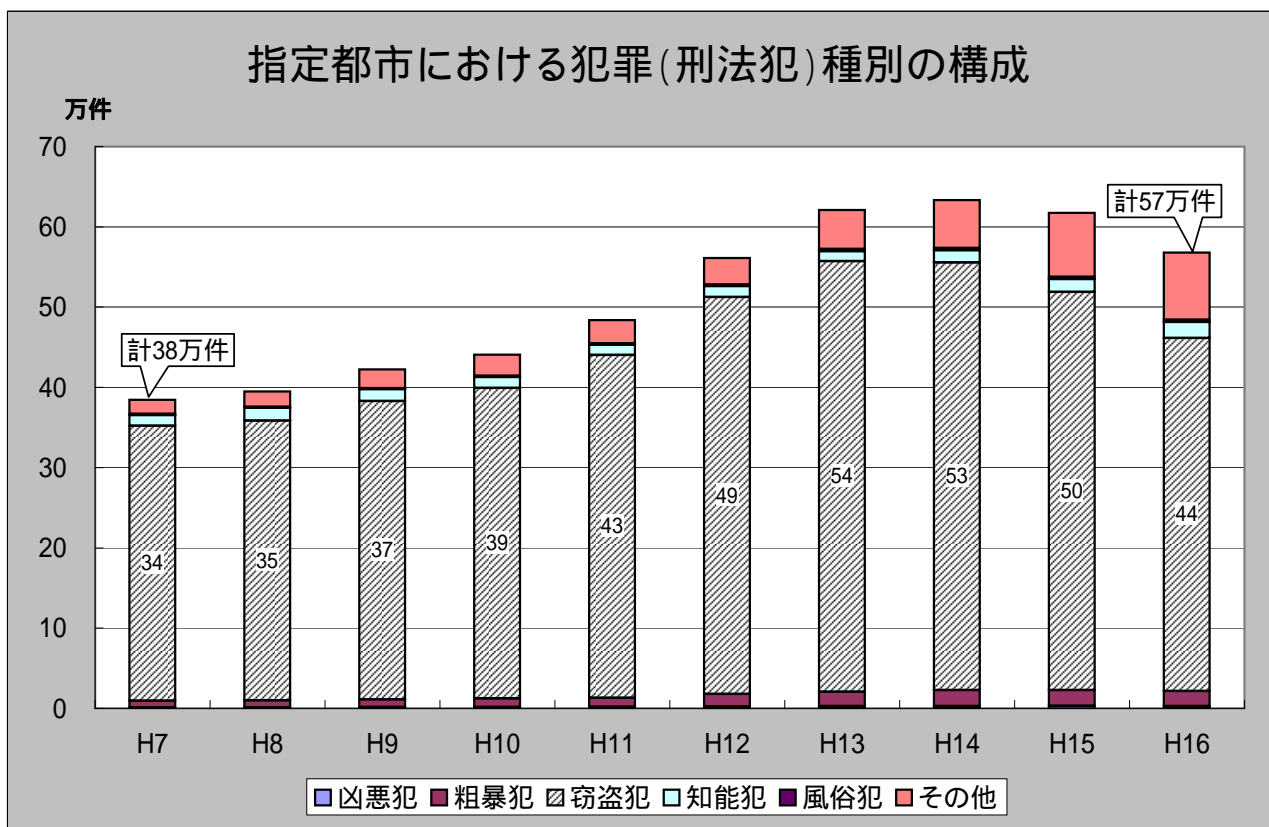
粗暴犯 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

窃盗犯 窃盗(空き巣などの侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり、車上狙いなど)

知能犯 詐欺、横領、偽造、汚職、背任など

風俗犯 賭博、わいせつ

その他 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記以外の刑法犯



大都市比較統計年表を元に作成

さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除く。

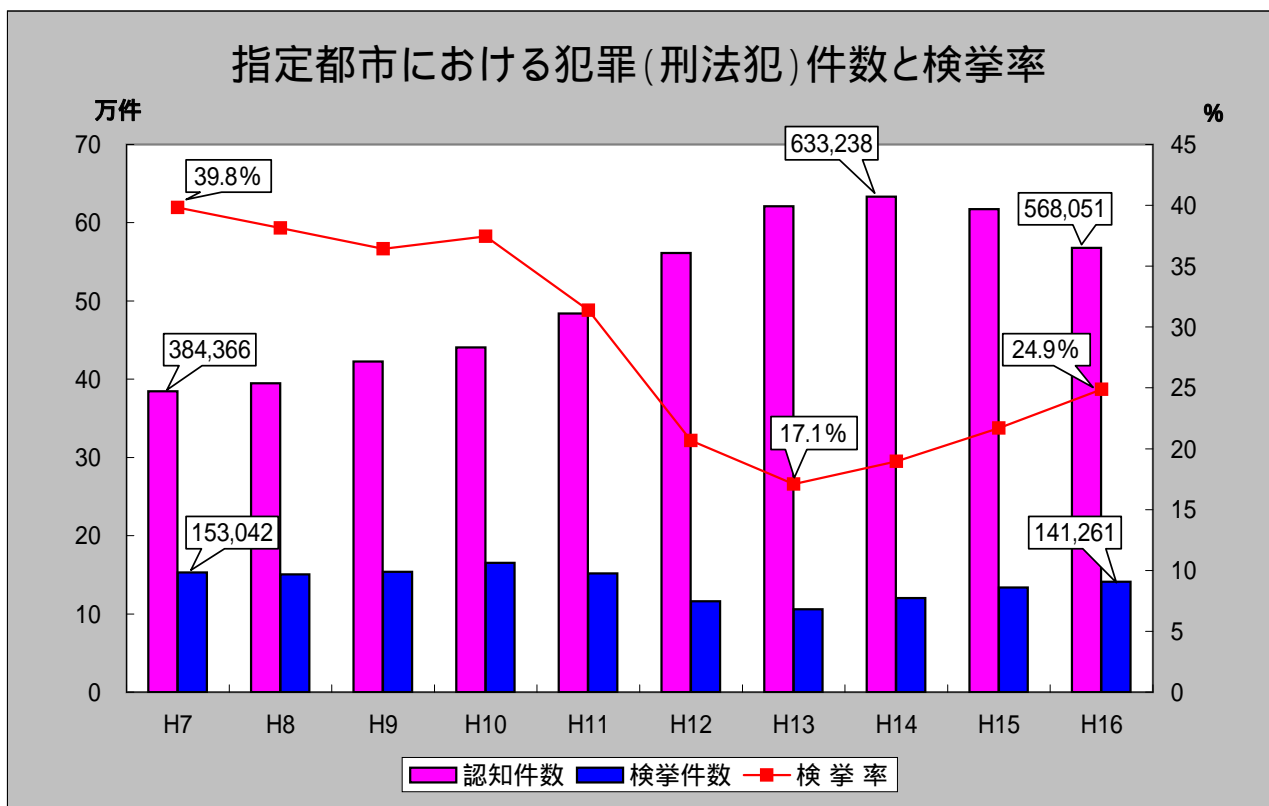
2 指定都市における犯罪(刑法犯)件数と検挙率

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
認知件数	384,366	394,714	422,587	440,683	483,834	561,341	621,187	633,238	617,323	568,051
検挙件数	153,042	150,550	153,973	165,091	151,806	116,018	106,153	120,132	133,918	141,261
検挙率	39.8	38.1	36.4	37.5	31.4	20.7	17.1	19.0	21.7	24.9

さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除く。

犯罪認知件数は、10年前の1.47倍（平成16年と平成7年を比較）

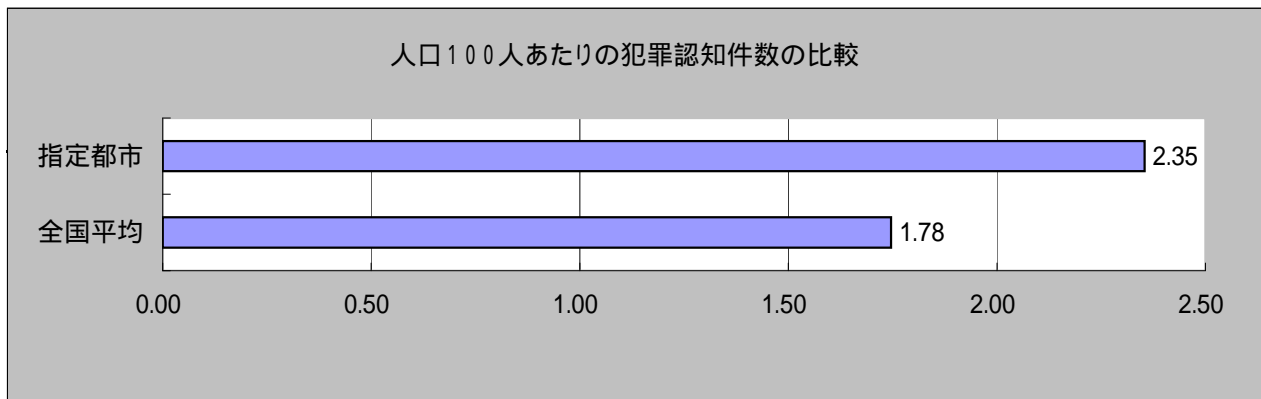
検挙率は、39.8%（平成7年）から一時17.1%（平成13年）に



大都市比較統計年表を元に作成

さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除く。

3 指定都市における犯罪認知件数の全国平均との比較



警察庁刑事局「犯罪統計書(平成17年)」を元に作成

犯罪に関する代表的な理論について

初期の犯罪学

【生来性犯罪者説】

犯罪学の発祥は、1876年にC.ロンブローゾが人体測定学の手法を用いて「生来性犯罪者説」を唱えたことに始まる。これは「犯罪者は生まれつき犯罪を犯すように運命づけられており、身体的・精神的特徴を有し、野蛮人の隔世遺伝した者である」というものであり、現代においてこれは全く受け入れられる説ではないが、統計的数値による犯罪現象の解明手法に大きな影響を及ぼしている。

【犯罪社会学】

19世紀後半にはリヨン環境学派(E.デュルケム)を祖とする犯罪社会学が発展してきた。1920年代にはアメリカで犯罪社会的見地における地理的ナリサーチが発達し、社会生態学・人間生態学のひとつとして犯罪現象を分析するシカゴ派が台頭した。「人間の意思は環境によって決定される」とするシカゴ派では、犯罪の分析を犯罪者の性格論を用いて行う手法ではなく、犯罪者に特徴的なパーソナリティはないものとして、犯罪者の動機や心理に影響を及ぼすものを追求している。

【合理的選択理論】

1980年代に入り、英米では、犯罪者は犯罪から得る利益と犯行失敗時の損失を考慮して犯罪の有無・方法・場所等を「合理的な自由意思に基づいて」選択する、という「合理的選択理論」が展開されるようになった。この理論は高い支持を得ているが、刑罰(損失)の抑止効果の実証が不十分であること、財産犯以外についての数量化、感情による犯行など当該理論で説明できない分野を残しているなどの批判がある。

近代の犯罪に関する考え方

【環境犯罪学】

シカゴ派は、1980年代後半に地理的要因分析に基づく犯罪予防を研究する環境犯罪学を発達させている。環境犯罪学は、主として犯罪発生を促進した物理的環境を改善することにより、犯罪の予防を図ろうとする学問で、人的要因ではなく物理的な環境に注目して犯罪を阻止する戦略として実践するものである。

【環境心理学】

人と環境の結びつきや相互作用を「心」の動きを仲介として解析する学問で、環境の知覚、認知、評価に対する心理過程や、空間使用におけるテリトリー性・個人空間などの空間行動特性などを研究する。

研究範囲には、都市のイメージや認知距離のような環境認知や環境における居住地選択や経路選択のような空間行動、テリトリー行動・パーソナルスペースといった対人環境研究などが挙げられる。

【ジェイコブスの防犯の基本原則】

建築ジャーナリストのJ.ジェイコブスは、環境犯罪学の契機となった防犯空間理論において、1960年当時、急進展していた高層住宅化が犯罪誘発要因であるとして、以下の防犯の基本原則を提案した。

エリアの区別 : 公的空間と私的空間を明確に区別する。
 住民による監視の確保 : 街路への目が確保されるように建物の向きを工夫する。
 通行人による監視 : 街路が頻繁に利用される状況にする。

【ニューマンの環境設計のあり方とマクドナルドの検証】

0.ニューマンは住居環境の実態調査を行い、「物理的障壁・象徴的障壁・見通しの良さを持ち、住人がプライドを持てる環境」を「守ることのできる空間 (defensible space)」と名付け、警察力ではなくコミュニティによって犯罪防止をするべきとの立場のもと、以下の環境設計のあり方を提案した。

領域性の設定 : 宅地のブロック化とテリトリー性の強化を図る。
 自然な監視の確保 : 建物の配置など、環境設計により居住者がエリアを日常的に監視できるようにする。
 居住地のイメージ形成 : 治安が悪いというイメージが生まれまいちづくりをする。
 環境の整備 : 住宅地を安全地帯に隣接して配置する。

マクドナルドらはこれを更に検証し、窃盗犯は「見通しの良さは侵入の障害である」と知覚していること、「物理的障壁は克服できるもの」と知覚していること、「象徴的障壁は狙うべき価値あるものが存在する印」として知覚していること、などを取りまとめ、象徴的障壁は住人の犯罪抑止行動を促す物理的特徴であるとの見識を加えた。

【破れ窓理論 (ブローケン・ウィンドウ理論)】

1972 年、J.Q.ウィルソンと G.ケリングは、警察官の徒歩パトロールには、犯罪を減少する効果はないが、地域住民に安心感を与え、住民が警察活動へ親近感を増す効果があると発表した。この研究過程で発表されたのが、『破れ窓理論』である。破れ窓理論では「窓の破損が放置されている環境では、そのような行為に対して住民が非難しないこと、つまり、住民相互の尊重心や義務感の希薄を意味し、さらにこの種の出来事を誘発する。ひいては地域環境の荒廃が広範化し犯罪増加につながる。同時に地域全体の防犯環境意識の低下をもたらす。」と主張している。

治安が悪化するまでには次のような経過をたどるとされている。

一見無害な秩序違反行為が野放しにされると、それが「誰も秩序維持に関心を払っていない」というサインとなり、犯罪を起こしやすい環境を作りだす。
 軽犯罪が起きるようになる。
 住民が秩序維持に協力しなくなり、一層の環境悪化をもたらす。
 凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになる。

治安を回復させるには、

一見無害であったり、軽微な秩序違反行為でも取り締まる。
 警察官による徒歩パトロールを強化する。
 地域社会は警察官に協力し、秩序の維持に努力する。

などを行えばよい、とまとめられている。

【状況的犯罪予防論】

イギリス内務省調査部を中心とする研究に「状況的犯罪予防論」がある。1980年代に入って R. クラーク、P. ナコーによる「設計による防犯」、K. ヘル、G. レイコックによる「状況的犯罪予防」などがレポートされている。これらは以下の4つの基本原則から構成されている。

犯罪予防の目的は犯罪の機会を減少させることにある。

犯罪予防の対象は具体的な特定の犯罪形態である。

犯罪予防の方法は、犯罪者の構成や環境の一般的な改善ではなく、犯罪発生の可能性がある環境に直接働きかけ、管理・設計および操作するもの。

犯罪予防の重点は犯罪の際の労力とリスクを増大させ、犯罪から得ることができる利益を減少させることにある。

【クラークによる12の犯罪予防策】

《犯罪の困難さの増加》

標的の強化：鍵・金庫・金網などの設置、等

施設への出入り制限：ドア施錠やIDカードによる身分照会

犯罪者の移置：特定の地域での犯罪を黙認することにより他の地域の治安を守る

犯罪促進手段の制限：犯罪促進機会や道具の取得制限

《犯罪に伴う危険性の増加》

出入口の規制：部外者を発見する可能性を高める

フォーマルな監視：警察・ガードマンによる監視・防犯機器による監視

従業員による監視：バスの車掌・建物の管理者

自然な監視：街路照明の設置・生け垣の刈り込み

《犯罪報酬の減少》

標的の除去：コンビニエンス・ストアでの現金取引の制限、等

所有物の識別：所有物を識別しやすいように名前やマーク等の目印を付ける

犯罪誘因の除去：危険発生地域に高価品を身に付けていかない、等

ルールの設定：組織内部犯行阻止のためのルール化

【日常活動理論】

1997年には、M. フェルソン、L. コーエンが「日常活動理論」を展開した。そこでは、シカゴ派の生態学的視点と犯罪予防を結びつけ、犯罪を発生させる具体的要素として、

潜在的な犯罪者（その性格等は問題とせず、その存在だけを問題視している。）

適当な犯罪の標的

潜在的な犯罪者と標的の遭遇

適切な監視者の不在

を挙げ、犯罪は日常的な活動の機会構造の中で発生する者であり、犯罪機会の減少のために、

家族と離れて夜間外出しない

高価な装身具を身につけない

商店等の監視体制を強化する

など、ライフスタイルを改めることを主張している。

防犯環境設計論

【被害対象の回避・強化】

犯罪の被害対象となることを回避するため、犯罪の誘発要因を除去したり、対象物を強化したりすることである。具体的には、下記のようなことが考えられる。

- ・ 建物に侵入されにくいように頑丈な錠や窓ガラスを使用すること
- ・ 器物破損の被害を逃れるために強固な材料を使用すること
- ・ 車上ねらいを避けるため安全な駐車場を確保すること
- ・ 放火に遭わないように、放置されている空家などを除却すること

【接近の制御】

犯罪者が被害対象者(物)に近づきにくくすることにより犯罪を未然に防ごうとすることであり、組織的手法(ガードマンなど)、機械的手法(鍵などの設備)、自然的手法(空間の限定)がある。具体的には、下記のことを考えられる。

- ・ 建物の窓など侵入口に接近できないように侵入の足場をとる
- ・ 通過車両が住宅地の中を通り抜けられないようにする
- ・ 地下道の犯罪を予防するために時間帯によって通行制限をする
- ・ 身近な生活道路では、バイクなどでひたたくりできないよう高速で走行できないようにする

【自然的監視性の確保】

多くの人の目を確保し、見通しを確保することである。これはジェイコブスが最初の研究で言及したような、監視の目、街路を見守る目を街中に配置するという考え方である。例えば駐車場に適切な照明を施すとか、視線を妨げないような景観を作り出すとかでこの自然的監視性は高まる。具体的には、下記のことを考えられる。

- ・ 暗がりを改善するために防犯灯をつける
- ・ 窃盗や強盗を防ぐため、外部から店舗内の見通しをよくする
- ・ 団地の公園内の犯罪を予防するため、住棟の側面に窓を配置する
- ・ 交差点の見通しを確保するため、角地を角切りする

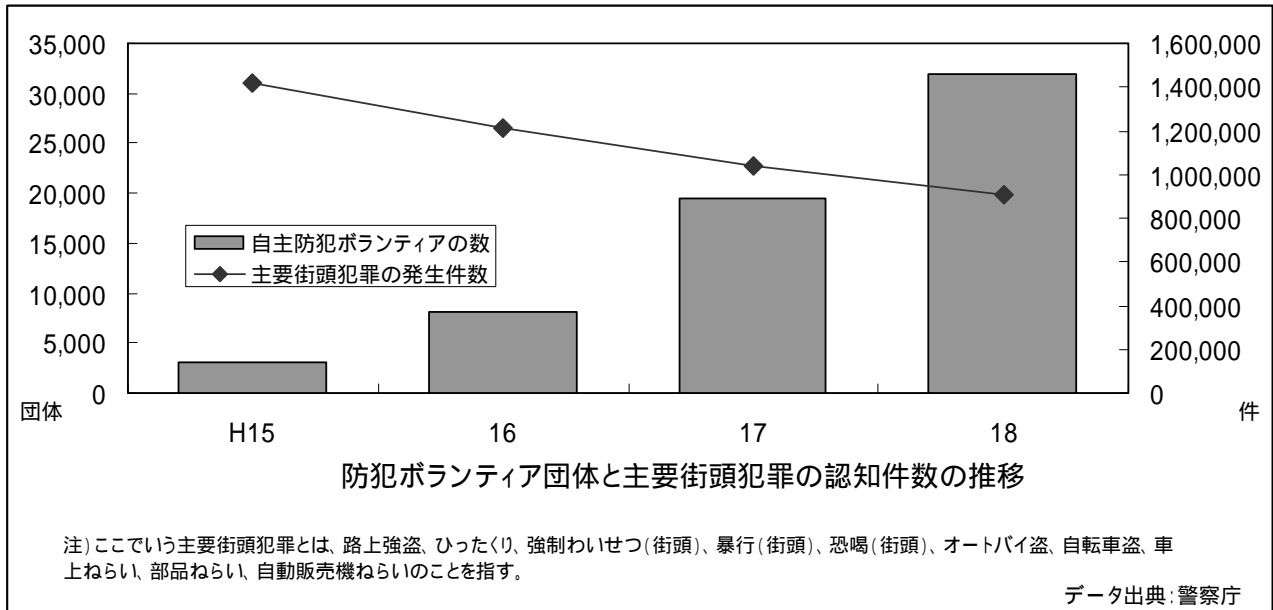
【領域性の強化】

共用のエリアに対する住民のコントロールを強めることが領域性の問題である。例えば、公共的なスペースでもなく私的なスペースでもない「半公共的/半私的」な空間を作り出すことによって、住民による空間の領有を、必ずしも明示的な形でなく示すことができる。さらに、環境を魅力的にしたり、利用を活発にして、市民の防犯活動を推進することもある。それゆえ、領域強化は前述した接近制御と自然的監視性を包括する原理とみなされる。具体的には以下のことがあげられる。

- ・ 空き地を市民農園として活用する
- ・ 近隣住民が公園の計画や管理に参加する
- ・ だれが管理しているかをわかりやすくする
- ・ コミュニティ活動を育てる

防犯ボランティア団体と主要街頭犯罪の認知件数の推移について

市民の自主防犯活動団体の数が 3,000 団体程度であった平成 15 年には、街頭犯罪の発生件数は 140 万件を超えていたが、その後の 4 年間で自主防犯活動団体の数は 10 倍に増加し、現在では 3 万団体を超えるに至っている。また、これと並行して主要な街頭犯罪の認知件数も減少し、平成 18 年には 100 万件を切るに至っている。



都市再生プロジェクト対象繁華街を含むエリアの刑法犯認知件数(平成18年)について

都市名	地域名	管轄警察署 または当該区	管轄警察署の 刑法犯認知件数	当該道府県の 刑法犯認知件数平均	比率
札幌市	薄野	札幌方面中央警察署	4,010	948.1	4.23
横浜市	関内・関外	中区	4,107	2,045.1	2.01
名古屋市	栄	中警察署	注 ¹ 1,875	1,157.4	1.62
京都市	木屋町	中京区	注 ² 3,842	1,199.7	3.20
大阪市	ミナミ	南警察署	9,142	3,632.0	2.52
広島市	流川・薬研堀	広島東警察署	4,130	1,188.2	3.48
福岡市	中洲	博多区	7,413	1,001.0	7.41

(データ出典:各市を有する道府県警)

平均値は警察署の場合は1署の平均、区の場合は指定都市の区と市町村の平均

注1 名古屋市の数字は、平成19年1月～8月の街頭犯罪のデータ

注2 京都市の数字は平成17年度

安全・安心まちづくりプロジェクトの活動経過

日付	活動事項	内容
H17.12.15	第1回 PT 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト発足に至るまでの経過報告 ・座長市の選出（横浜市） ・プロジェクトの運営について ・課題検討の進め方について及び重点課題について ・各市からの「安全・安心まちづくり」についての考え方や状況の報告
H17.12.22	指定都市市長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの運営について報告
H18.03.17	第1回 WG 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを巡る課題について ・重点課題に関する各市の取組状況と課題の抽出について ・プロジェクト実施スケジュール・ホームページについて
H18.05.08	第2回 PT 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・重点課題に関する各市の取組状況と課題の調査結果について ・今後のプロジェクトの実施スケジュールについて
	講演	<ul style="list-style-type: none"> ・警察大学校教授 江崎 徹治氏
H18.07.14	第3回 PT 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトにおけるこれまでの調査検討内容についてのとりまとめ
	意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁生活安全局 犯罪抑止対策室長 田中勝也氏 (他、2名)
H18.07.26	指定都市市長会議	プロジェクトの検討内容について報告
H18.10.13	第2回 WG 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加による安全・安心なまちづくりについて ・繁華街・歓楽街の再生に関する取組みについて ・報告書の構成案、今後のスケジュール等について
	講演及び意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・関西国際大学教授 桐生 正幸氏
H19.03.28	第4回 PT 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度検討内容のまとめ（案）について ・安全・安心に関する制度改革について
H19.06.05	第3回 WG 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書の骨子（案）について ・取組事例の取扱いについて
H19.08.24	第5回 PT 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民参加による安全・安心なまちづくり」及び「繁華街・歓楽街の再生」に関する事例の取扱いについて ・安全・安心なまちづくりに関する制度改革について
H19.10.25	第4回 WG 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・繁華街・歓楽街に関する検討内容のとりまとめについて ・副市長会議資料（案）について
H19.12.14	第6回 PT 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書（案）について ・市長会議資料（案）について
H19.12.26	指定都市市長会議	プロジェクトの検討内容について報告

PT・・・プロジェクト
WG・・・ワーキング

指定都市安全・安心まちづくりプロジェクト メンバー

平成17年11月25日現在(発足時)

札幌市	市民まちづくり局地域振興部区政課長	大関好明
仙台市	市民局市民生活部市民生活課長	百々純男
さいたま市	総務局危機管理室主幹	大石寿生
千葉市	市民局市民部地域安全課長	伊藤博訓
川崎市	市民局地域生活部地域生活課長	井出長生
横浜市	市民局総務部防犯・交通安全支援課長	白崎勇紀
静岡市	市民局市民生活部生活安全課長	渡辺敏一
名古屋市	市民経済局地域振興部主幹	関山友康
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課担当課長	中井浩之
大阪市	危機管理室安全まちづくり担当課長	喜田雅弘
神戸市	危機管理室主幹	高橋利昌
広島市	市民局市民安全推進室長	道下政幸
北九州市	総務市民局民事暴力相談センター次長	白濱晴夫
福岡市	市民局生活安全・危機対策部勤労・生活安全課長	三上明

指定都市市長会事務局 事務局長 浜崎 真人
 次長 谷口 正和
 主査 馬淵 幸男
 主査 田中正美

指定都市安全・安心まちづくりワーキング メンバー

平成17年11月25日現在(発足時)

札幌市	区政担当係長または担当者	
仙台市	市民局市民生活部市民生活課地域安全係主査	鈴木裕一
さいたま市	市民局市民部市民総務課主査	新井正浩
千葉市	市民局市民部地域安全課主事	岸本直人
川崎市	市民局地域生活部地域生活課副主幹	濱舘幸二
横浜市	市民局総務部防犯・交通安全支援課担当係長	岩岡敏文
静岡市	市民局市民生活部生活安全課副主幹	長橋浩幸
名古屋市	市民経済局地域振興部主幹	関山友康
京都市	議題に応じて担当者が対応	
大阪市	危機管理室担当係長	谷本良司
神戸市	危機管理室主査	角田弘樹
広島市	市民安全推進室主査	佐藤康徳
北九州市	議題に応じて担当者が対応	
福岡市	市民局生活安全・危機対策部勤労・生活安全課生活安全係長	渡辺正一

指定都市安全・安心まちづくりワーキング メンバー

平成 18 年 3 月 17 日現在

札幌市	市民まちづくり局地域振興部政課生活安全担当係長	吉田将行
仙台市	市民局市民生活部市民生活課地域安全係主査	鈴木裕一
さいたま市	市民局市民部市民総務課主査	新井正浩
千葉市	市民局市民部地域安全課主事	岸本直人
川崎市	市民局地域生活部地域生活課副主幹	濱舘幸二
横浜市	市民局総務部防犯・交通安全支援課担当係長	岩岡敏文
静岡市	市民局市民生活部生活安全課副主幹	長橋浩幸
名古屋市	市民経済局地域振興部主幹	関山友康
京都市	議題に応じて担当者が対応	
大阪市	危機管理室担当係長	谷本良司
神戸市	危機管理室主査	角田弘樹
広島市	市民安全推進室主査	佐藤康徳
北九州市	議題に応じて担当者が対応	
福岡市	市民局生活安全・危機対策部勤労・生活安全課生活安全係長	渡辺正一

指定都市安全・安心まちづくりプロジェクト メンバー

平成 18 年 4 月 14 日現在

札幌市	市民まちづくり局地域振興部政課長	大 関 好 明
仙台市	企画市民局市民生活部市民生活課主幹兼地域安全係長	伏 見 俊 一
さいたま市	総務局危機管理室調整主幹	大 石 寿 生
千葉市	市民局市民部地域安全課長	伊 藤 博 訓
川崎市	市民局地域生活部地域生活課長	井 出 長 生
横浜市	安全管理局担当部長 予防部地域安全支援課長	白 崎 勇 紀
静岡市	市民環境局市民生活部生活安全課長	渡 辺 敏 一
名古屋市	市民経済局地域振興部主幹	関 山 友 康
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課安全対策担当課長	中 井 浩 之
大阪市	危機管理室安全まちづくり担当課長	喜 田 雅 弘
堺市	市民人権局市民生活部地域活動促進課参事	高 松 八十八
神戸市	危機管理室主幹	岩 浪 和 昌
広島市	市民局市民安全推進課長	道 下 政 幸
北九州市	総務市民局民事暴力相談センター次長	木 下 秀 雄
福岡市	市民局生活安全・危機対策部生活安全課長	三 上 明

指定都市市長会事務局 事務局長 長谷川 康 夫
 次長 谷 口 正 和
 主査 西 村 崇
 主査 辻 村 公 雄

指定都市安全・安心まちづくりワーキング メンバー

平成 18 年 4 月 14 日現在

札幌市	市民まちづくり局地域振興部政課生活安全担当係長	吉 田 将 行
仙台市	企画市民局市民生活部市民生活課地域安全係主査	鈴 木 裕 一
さいたま市	市民局市民部市民総務課市民防犯推進室主査	安 武 昌 樹
千葉市	市民局市民部地域安全課主任主事	岸 本 直 人
川崎市	市民局地域生活部地域生活課主査	相 原 みどり
横浜市	安全管理局課長補佐 予防部地域安全支援課防犯担当係長	岩 岡 敏 文
静岡市	市民環境局市民生活部生活安全課副主幹	岡 本 浩 明
名古屋市	市民経済局地域振興部主幹	関 山 友 康
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課課長補佐(安全対策係長事務取扱)	澤 井 広 幸
大阪市	議題に応じて担当者が対応	
堺市	市民人権局市民生活部地域活動促進課主査	安 福 真 敏
神戸市	危機管理室主査	稲 葉 英 二
広島市	市民局市民安全推進課主査	佐 藤 康 徳
北九州市	議題に応じて担当者が対応	
福岡市	市民局生活安全・危機対策部生活安全課生活安全係長	石 橋 登

指定都市安全・安心まちづくりワーキング メンバー

平成 18 年 10 月 13 日現在

札幌市	市民まちづくり局地域振興部区域生活安全担当係長	吉田 将行
仙台市	企画市民局市民生活部市民生活課地域安全係主査	鈴木 裕一
さいたま市	市民局市民部市民総務課市民防犯推進室主査	安武 昌樹
千葉市	市民局市民部地域安全課主任主事	岸本 直人
川崎市	市民局地域生活部地域生活課副主幹	佐藤 正則
横浜市	安全管理局課長補佐 予防部地域安全支援課防犯担当係長	岩岡 敏文
静岡市	市民環境局市民生活部生活安全課副主幹	岡本 浩明
名古屋市	市民経済局地域振興部主幹	関山 友康
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課課長補佐(安全対策係長事務取扱)	澤井 広幸
大阪市	議題に応じて担当者が対応	
堺市	市民人権局市民生活部地域活動促進課主査	安福 真敏
神戸市	危機管理室主査	稲葉 英二
広島市	市民局市民安全推進課主査	佐藤 康徳
北九州市	議題に応じて担当者が対応	
福岡市	市民局生活安全・危機対策部生活安全課生活安全・危機対策係長	石橋 登

指定都市安全・安心まちづくりプロジェクト メンバー

平成 19 年 5 月 7 日現在

札幌市	市民まちづくり局地域振興部政課長	大崎 茂己
仙台市	企画市民局市民生活部市民生活課主幹兼地域安全係長	伏見 俊一
さいたま市	市民局市民部交通防犯課長	矢島 達也
千葉市	市民局市民部地域安全課長	伊藤 博訓
川崎市	市民局地域生活部地域生活課長	井出 長生
横浜市	安全管理局予防部地域安全支援課長	今井 和隆
新潟市	市民生活部市民総務課安心・安全推進室長	宮本 康明
静岡市	生活文化局市民生活部市民生活課長	小野田 清
浜松市	生活文化部次長（市民生活課長事務取扱）	宮下 博
名古屋市	市民経済局地域振興部主幹	近藤 善紀
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課安全対策、市民活動支援担当課長	高畷 喜代彦
大阪市	市民局市民部安全まちづくり担当課長	馬場 正和
堺市	市民人権局市民生活部地域活動促進課長	辻尾 日出夫
神戸市	危機管理室主幹	岩浪 和昌
広島市	市民局市民安全推進課長	定木 秀早
北九州市	総務市民局民事暴力相談センター次長	木下 秀雄
福岡市	市民局生活安全・危機対策部生活安全課長	緒方 寛
指定都市市長会事務局	事務局長 長谷川 康夫 次長 谷口 正和 主査 西村 崇 主査 南條 正樹	

指定都市安全・安心まちづくりワーキング メンバー

平成 19 年 6 月 5 日現在

札幌市	市民まちづくり局地域振興部政課主査（生活安全）	浅野 達也
仙台市	企画市民局市民生活部市民生活課地域安全係主任	阿部 詠子
さいたま市	市民局市民部交通防犯課市民防犯係主査	岸野 稔
千葉市	市民局市民部地域安全課主任主事	岸本 直人
川崎市	市民局地域生活部地域生活課課長補佐	有山 務
横浜市	安全管理局予防部地域安全支援課課長補佐防犯担当係長	吉富 浩政
新潟市	市民生活部市民総務課安心・安全推進室副主幹	内藤 均
静岡市	生活文化局市民生活部市民生活課主幹	福原 弘幸
浜松市	生活文化部市民生活課主幹	本多 素
名古屋市	市民経済局地域振興部主幹	近藤 善紀
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課安全対策係長	山田 真
大阪市	議題に応じて担当者が対応	
堺市	市民人権局市民生活部地域活動促進課主幹	安福 真敏
神戸市	危機管理室主査	稲葉 英二
広島市	市民局市民安全推進課主査	佐藤 康徳
北九州市	議題に応じて担当者が対応	
福岡市	市民局生活安全・危機対策部生活安全課生活安全・危機対策係長	福井 邦治